

神祇官考證

佐伯有義著

014150-000-9

81-489

神祇官考證

佐伯 有義/著

M33

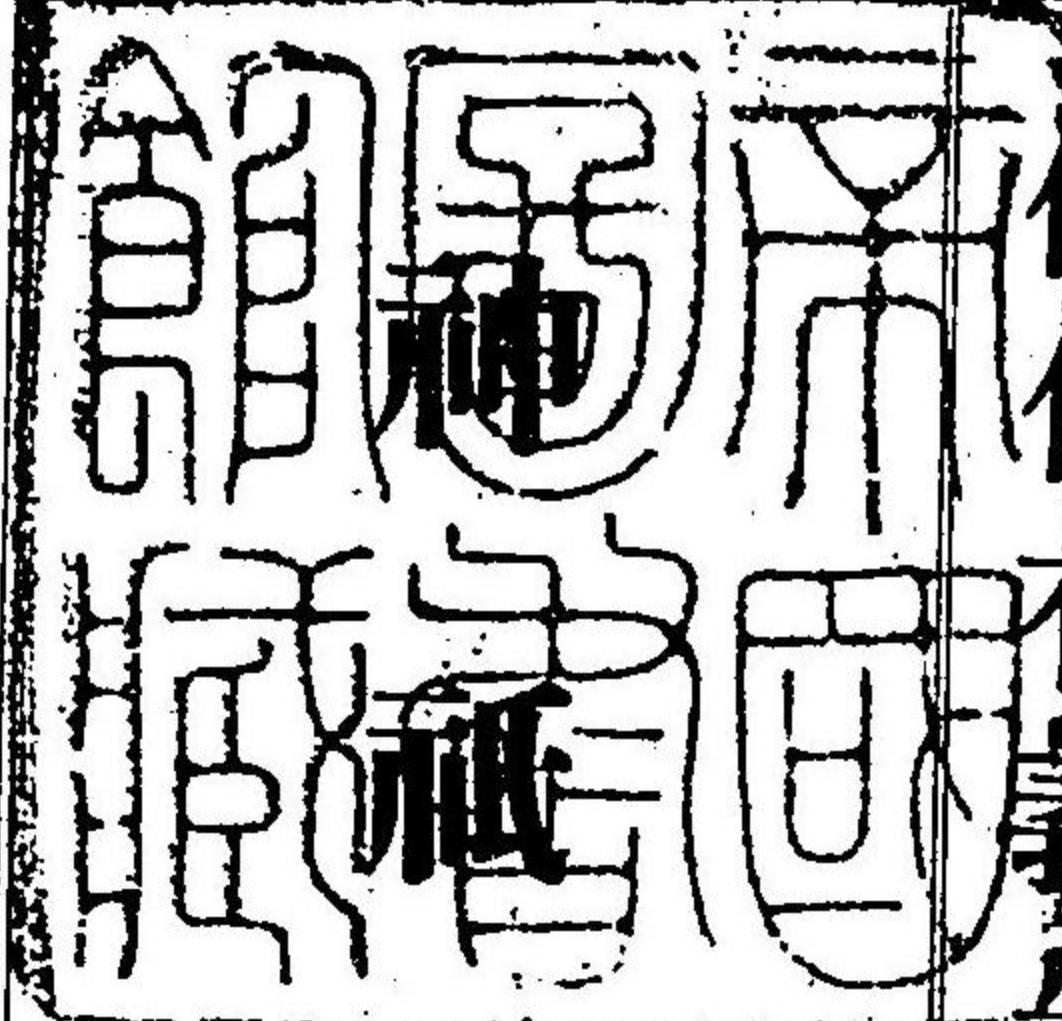
ABB-0427





81-489

久我建通公題辭  
井上賴圀翁校閱  
佐伯有義先生著述



官考證  
全

明治卅三年九月

會通社出版



明治三十三年九月

從二位源建通八十六翁書





神祇官置諸官之上是  
神國之風儀重天神地祇  
故也

凡例

- 一この書は、むねと神祇官の沿革、及び職員殿舎の大意を、世に紹介するを以て主眼とす。
- 一本書分ちて三章とし、第一章には本官の沿革を述べ、第二章には八神殿以下、東西兩院殿舎の事を記し、第三章には、神祇伯以下の職員の記事を記せり。
- 一編述の體、まづ事實の大意を擧げ、次その考證となるべきことを、つきくりに列記せり、見る人その心して見給はむことを。
- 一引用書は、多くは原文のまま記載し、中畧せる所は、悉くその由を記せり、されど又往々原文の大意を探りて記せる所もあり。
- 一書中師云く、また師翁の説になど云へるは、皆吾師井上頼因翁を指せり。
- 一本書附録神祇官圖は、神祇官古圖、裏松氏大内裏考證所載の圖、及び内藤氏の神祇官圖を參考して製定せり。



一本書は、今少しく諸書を涉獵して、考訂刪補し、然る後世に公にせむと思ひたりしを、さまで精しからずとも、とく世に弘めてよと、そのかす人かれこれありしより、さらばと思ひ立ち、おろく書き列ねて、直に印刷に附しぬされば誤れるかどくも少からざるべし、大方の君子、幸に高教を惜しみ給ふことなかれ、

明治卅三年七月

編者しるす

### 神祇官考證序

神祇を敬ひ、祭祀を慎むは、やがて治國平天下の道にして、人倫の最重んずべき所たり。故に歷朝神祇の禮、祭祀の典を掌る神祇官をば、諸官の上に置き、その長官をば、數十世の後に至るまで、王ととなへしめ給へり。これ皆神祇を敬ひ、祭祀を重んじ給ふ、深き大御心に出でざるはなし。然るに應仁の大亂以後、朝廷の大に衰へさせ給ふと共に、神祇官もまた廢れ、伯以下の官人はありつれど、こと執るべき官衙なく、幣使の發遣には、吉田の八神殿を以て神祇官代とし、ただ名のみありてその實なかりしを、明治の大御代の始めに、まづ神祇事務局を置き、尋いで神祇官を設け、新に伯以下の職員を置き、古の聖の御代に則りて、大に神祇のまつりごとを重んぜられしに、程なく神祇省となり、教部省と改まり、終に内務省の中に一局を設けて、



社寺局と名つけ、國家の宗祀たる神宮以下の天つ社國つ社の事務と、人々の信仰にまかすべき寺院宗教の事務とを、この一局にて掌れること、二十餘年なりしが、天の下の斯道に志厚き人々の力によりて、今年より神社と寺院宗教との事務を分ちて、新に神社局を設けらるることとなりしは、道の姿の、やうく古に立ちかへるべき、まぎし見えていと嬉し。されどなほ許多の歲月を重ね、幾多の勞苦を積むにあらざれば、古の眞盛なりし世のさまには、立ち返り難かるべし。彼を思ひ此をおもへば、うたゝ感慨の情に堪へず。ここに古書に散見せる事蹟を、摘み探り、拾ひ集めて、此の一卷となしぬ。

明治三十三年七月一日

佐伯有義

しるす

## 神祇官考證

### 目次

第一章 神祇官の沿革	一
第一 神祇官の起原	一
第二 大寶以後の神祇官	九
第三 神祇官行幸	十一
第四 諸社の貢進、及び神祇官町	十五
第五 本官の造營	二十六
第六 神祇官代を設く	三十三
第七 明治以後の神祇官	三十六
第二章 殿舎	三十七
第一 總説	三十七



第二	西院	三十八
第三	八神殿	三十九
第四	齋戶殿	五十
第五	正廳	五十二
第六	西舍	五十五
第七	南舍	五十六
第八	御幣殿	五十七
第九	東舍	五十七
第十	高御藏	五十八
第十一	門外西舍	五十九
第十二	北門	五十九
第十三	南門	六十
第十四	中門	六十

第十五	東院	六十一
第十六	東院正廳	六十一
第十七	大炊殿	六十
第十八	東廳	六十二
第十九	東院南舍	六十三
第二十	東院北門	六十四
第二十一	東門	六十四
第二十二	土門	六十五
第三章 職員		
第一	總說	六十六
第二	神祇伯	六十七
第三	大副少副	七十六
第四	大祐少祐	七十八

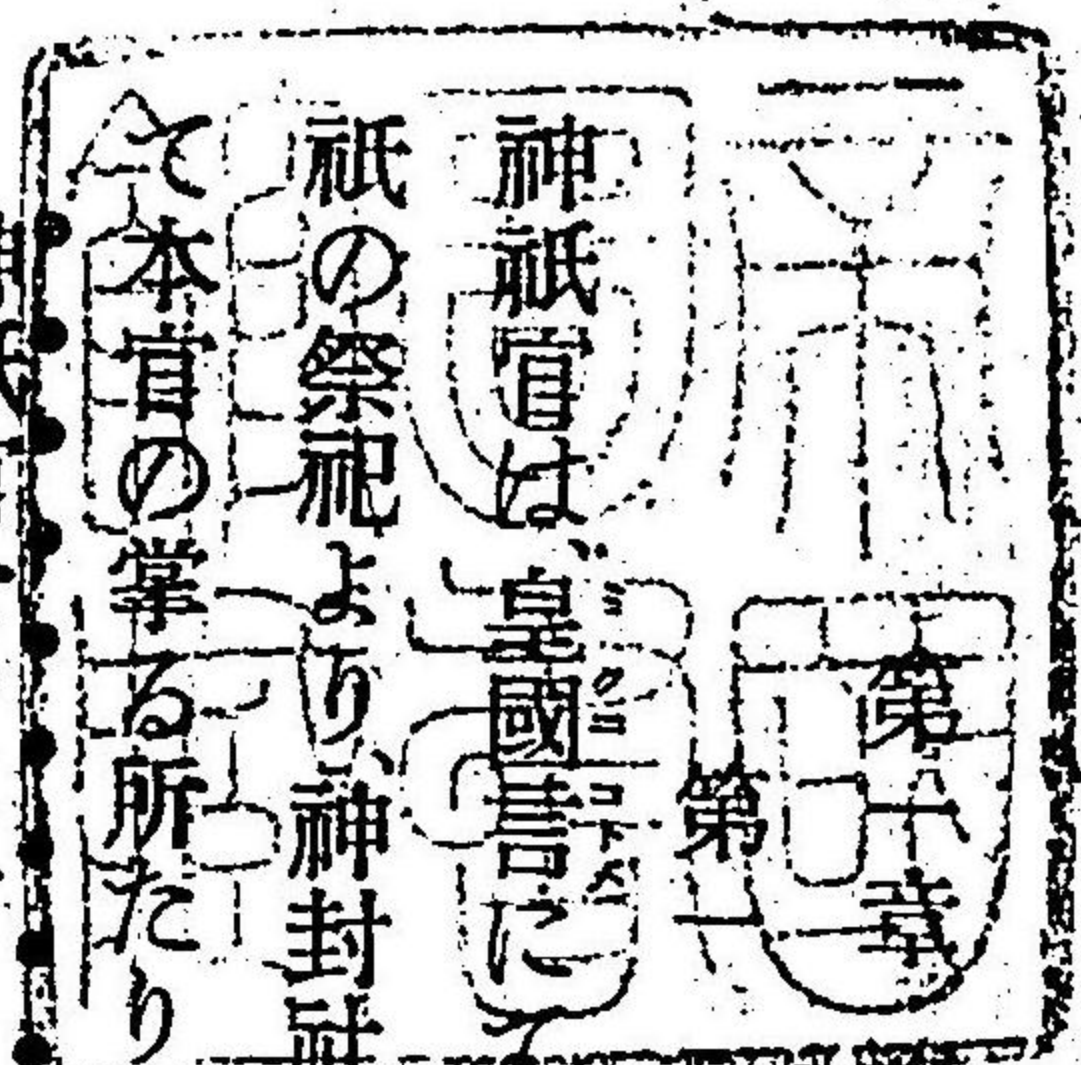


目次終

第五	大史少史	八十
第六	史生	八十二
第七	官掌	八十二
第八	神部	八十三
第九	下部 下部長上	八十六
第十	宮主	九十二
第十一	御巫	九十五
第十二	猿女	九十八
第十三	戸座	百一
第十四	神琴師 <small>神琴生 神笛生</small>	百二
第十五	使部	百五
第十六	直丁	百六

神祇官考證

井上 頼 國 閣  
佐 伯 有 義 著



神祇官の沿革  
神祇官の起源

神祇官は、皇國言に、はカムツカサと稱す、宮城内郁芳門の南掖にあり、天神地祇の祭祀より、神封社領神主祝部等の事に至るまで、神祇に關することは、總べて本旨の掌る所たり

神祇官をカムツカサと稱ふることは、朝野群載卷五諸司訓詞に見えたるを、始め、かれこれいと多かれど、今その二三の例證を擧げむに、

東宮年中行事に云く、六月一日じむぎくわむふ御あがものをたてまつる事、けふよりよをかひにいたり、かんづかさくわんにんまゐりて、これをたてまつる。

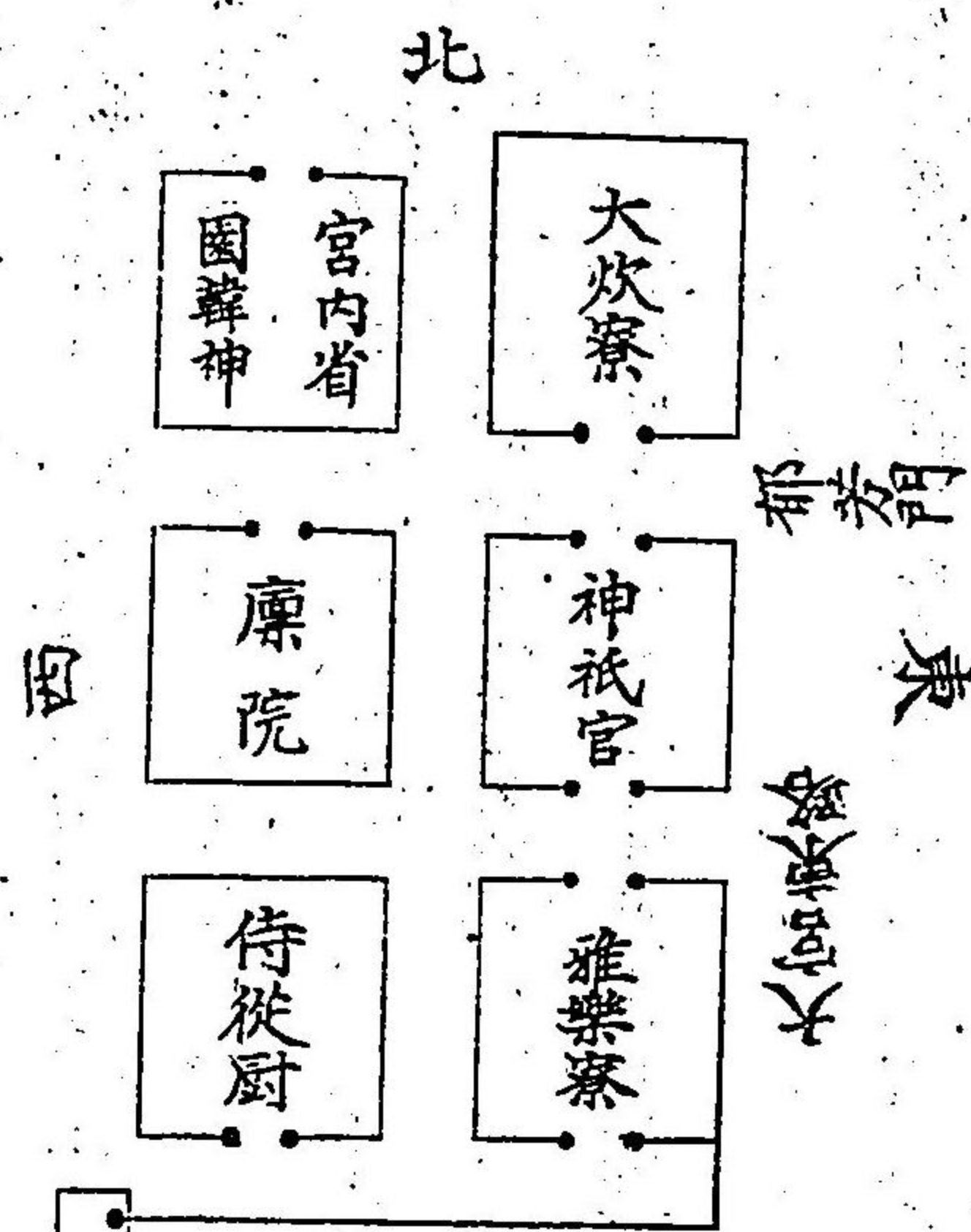


玉海に云く、承安元年六月廿八日辛未、此日賀茂齋王卜定也、(中)外記乍候、  
 軾挿笏、自懷中取出封紙、石樓以小刀封之、了參上、外記退余取之、其上書  
 封字、封目也取副名簿於笏、召云、如何神司ノ權大副ノ朝臣、云々、  
 山槐記に云く、治承四年四月廿七日己酉、有大嘗會國郡卜定事、(中)左府仰  
 云、軒廊令座候、右中辨進立敷政門下召史、仰神司座可令敷之由掃部寮  
 敷座軒廊内、

三長記に云く、建仁元年八月十二日己丑、今日被發遣祈年穀奉幣使、予奉  
 行也、(中)予又覽神祇官請奏、即被返下、各被内結申云、神祇官ノ申請社ノ幣  
 種々ノ物宛給ハラント申セル、上卿揖許、

勘仲記に云く、弘安十一年四月廿五日己卯、(中)此間予取神祇官請奏、諸社  
 於奉行史有澄外記、申使王御馬事、申上卿歟、上卿召予、參軾被下内藏  
 寮請奏、予結申懷中、此後取出神祇官請奏、覽上卿、有御披覽被返下、同結  
 申、神ツカサノ申セル、石清水賀茂  
等幣料被宛給ト申セルコソ

なほ彼是見えたれど、さまでとは思ひて省きつ、カンツカサは、正しくはカミ  
 ツカサといふべきを、發音の便宜に隨ひて、ミをンに轉じたるにて、カミタチ  
 ン(上達部)をカンタチンと云ひ、ユミデ(弓手)をユンデと云へるが如し、  
 本官の所在は拾芥抄中末に、宮城内郁芳門南掖とあり、その宮城指圖に見ゆ  
 る本官の位置は上の如し、



門、可見、今之内裏足利末年造營之神祇官八座至近古、在一條北、秀吉公於  
 皇都築城請行幸之時、移入神殿於吉田、今在本社北、本在王宮、故無神主



職祭亦絶、毎年九月十一日伊勢例幣時、勅使於八座前有行事と見え、雍州府志卷二神社の部に、神祇館者、古在平安城宮内省、則今二條所司廳之西也、自茲移東山如意嶽、後土御門院文明十六年移吉田神樂岡と見え、また明德記卷上に、畠山右衛門佐ハ八百餘騎ニテ、神祇官ノ北、大庭ノ椋ノ木ヲ南ニ見テ土御門ノ末ニ陣ヲ取(中略)大内左京權大夫義弘ハ、五百餘騎、神祇官ノ森ヲ背ニ當テ、二條大宮ニ陣ヲ取、と見えたるをあはせ考ふるに、今の二條離宮の邊なりしこと明なり、なほ神祇官八神殿を吉田に移せることは、下にいふを見るべし。

四

今その沿革の概略を考ふるに、上古は祭政一致にして、祭祀政事の區別なく、執政の臣たる中臣、忌部の二氏、即ち祭祀の典を掌り、別に、神祇の官衙なかりき、古語拾遺天孫降臨の條に、汝天兒屋命太玉命、二神宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、惟爾二神共侍殿内、爲防衛云々、宜太玉命率諸部神供奉其職、如天上儀云々、是以群臣奉敕陪從天孫、歷世相承、各供其職、また

神武天皇の條に、太玉命の孫天富命、手置帆負彦狹知二神の孫を率ゐて、正殿を構立し、又齋部の諸氏を率ゐて、種々の神寶鏡玉矛盾木綿麻等を作れる由を述べ、次に其物既備、天富命率諸齋部、捧持天璽鏡、奉安正殿、并懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞、其祝詞文在於別卷次祭宮門、其祝詞亦云々又令天富命率供作諸氏、造作大幣、訖令天種子命、天兒屋命之孫除天罪國罪事、(注を略す)爾乃立靈時於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禋祀皇天、徧秩群望、以答神祇之恩焉、是以中臣齋部二氏、俱掌祠祀之職、と見え、職原抄神祇官の條に、昔人皇最初神武天皇、定都於大和國橿原時、以天照大神御靈八咫鏡及草薙劍、安置大殿、同床而坐、蓋如往古神勅、由是皇居神宮、無差別、宮中立庫藏、此云齋藏、官物神物亦無分、云々、此時天兒屋根命孫天種子命、專主祭祀事、是乃執朝政之儀也、とあるにて、上古は祭政一致なりしことを悟るべし。

然るに世事頻繁に赴き、各その職を分け、業を別ちて、事に従ふに至りて、祭事と政事と漸く分れ、孝德天皇の御代に至りて、齋部首作賀斯を拜して神官頭とす、

五



是即ち後の神祇伯なり、當時はたゞ神祇の祭祀と天下の太政とを區別せしのみにて、未だ神祇官の名稱なく、その長官をも、伯といはずして頭といひしを、後大寶令撰修の頃に神祇官とし、伯以下職員の名稱をも、此時始めて確定せられしなるべし。

六

按ずるに作賀斯の神官頭となれること、日本紀には見えずして、古語拾遺に、至于難波長柄豊前朝、白鳳四年、以小華下諱齋部首作賀斯拜神官頭、今神祇伯也令掌叙王族宮内禮儀婚姻卜筮事、夏冬二季御卜之式、始起、此時、作賀斯之胤、不能繼其職、陵遲衰微以至今と見えたり、長柄豊前朝は孝德天皇なり、當時はいまだ神祇官といはずして、たゞ神官と云ひしこと、此文にて知られたり、是より先垂仁天皇の御世に神祇官を置かれたりといふ説あり、其説の起因を問へば、公卿補任に見えたりといふに就き、同書を閲するに、阿倍臣等五氏祖、奉詔而惣稱、卿等猶無官號、廿五年二月、詔阿倍臣祖武渟川別、和珎臣祖彦國尊、中臣連祖大鹿島、物部連祖十千根、大伴連祖武日命等曰、人民富足、

天下太平、諸卿等宜議置神祇と見えたりと、神祇官の事は見え、之を日本紀にあはせ考ふるに、同書には、二十五年春二月丁巳朔、甲子、詔阿倍臣遠祖武渟川別(以下四人の姓名同、じきを以て略す)五大夫曰、我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇(崇)惟勅惟聖、欽明聰達、深執謙損、志懷冲退、禮祭神祇、勉已勤躬、日慎一日、是以人民富足、天下太平也、今當朕世、祭祀神祇、豈得有怠乎、と見えたり、公卿補任は此文を節略せるなるべし、されば是を以て神祇官の起源とすることは、固より誤謬にて取るに足らぬ僻説なり、また日本紀卷十七繼體天皇元年二月の條に、庚子、大伴大連奏請曰、臣聞前王之宰世也、非維城之固、無以鎮其乾坤、非掖庭之親、無以繼其跌夢、是故白髮天皇無嗣、遣臣祖父大連室屋、每州安置三種白髮部、以留後世之名、嗟夫、可不愴歎、請立手白香皇女、納爲皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望、天皇曰、可矣、と見え、また同書卷十九欽明天皇十六年二月の條に、天皇命神祇伯敬受策於神祇、同しく卷二十四皇極天皇三年正月の條に、乙亥朔、以中臣鎌子連拜神祇伯、再三固辭不就、

七



稱疾退居三島と見えたりと、皆後の名を以て追書せるものなるべし、何となれば、孝徳天皇以前に既に神祇伯の名目ありつらむには、古語拾遺に、神官頭と書くまじき理なればなり、その後持統天皇三年及六年の條には、神祇官と見え、五年の條には、神祇伯とも、神祇官長上とも見え、八年の條には、神祇官頭と見えたり、

三年八月壬午、百官會集於神祇官、而奉宣天神地祇之事、

五年十一月辛卯、大嘗神祇伯、中臣朝臣大島、讀天神壽詞、丁酉饗神祇官長

上以下至神部等、及供奉播磨國因幡國郡司以下、至百姓男女、竝賜絹等、各

有差、

六年九月丙午、神祇官奏上神寶書四卷、鑰九箇、木印一箇、

八年三月丙午、賜神祇官頭至祝部等、一百六十四人、絁布各有差、

右の如く三年及び五年六年の條には、神祇官とも、神祇伯とも見えたり、當時既に神祇官と稱せしなるべし、されど八年三月の條に、神祇官頭と、わざ

と頭の字を用ひしによれば、神祇官とはいひつれど、伯をば猶頭といひしかと思ひしに、同じ文の續きに國司頭至目進位一階とあれば、たゞ長官の義に用ひしにて、當時は既に神祇伯と云ひしなるべし、

さて神祇の祭祀と天下の太政とを、明に區別し、神祇官と太政官とを並べ置かれし年代は、國史詳に之を記さず、その名稱及び制度の明に見えしは、大寶令を以て始とす、故今その明なるものにつきて、説を立てたり、師翁はかの神八井耳命の忌人となりて、綏靖天皇を助け奉られしことを始め、彼是考證して、委しく記されしものあり、就きて見るべし、

第二 大寶以後の神祇官

文武天皇の御代大寶令を撰修せらるゝに至りて、神祇の祭祀と天下の太政とを明に分ち、一を神祇官と稱し、伯以下の職員を置きて、神祇に關する諸般の事を掌らしめ、一を太政官と稱して、天下の機務を總轄せしめ、その下に八省百官を置きて、諸事を分掌せしめられしが、就中神祇官を以て太政官の上に列し、以て



神祇崇敬の意を示し給へり、元來大化以後の官制は、すべて唐制に模倣せしもの多かれど、本官を以て諸官の上に列せられしは、さすがに古の大御手振を忘れられざる處置と云ふべし、

案ずるに神祇官を諸官の上に列せられし故は、令集解卷二に、釋云、神祇者は人主所重、臣下之所尊、祈福祥求、永貞無所不歸、神祇之德、故以神祇官爲百官之首、職原抄に、神祇官、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也、職官志に、夫祀邦之大典、是以其叙官也、神祇處首、所貴於王道者、於是乎見、など見えたるを、參考して思ひ辨ふべし、

當時、年中祭祀の用途は、主管の官省より移送し、伯以下所屬官吏の俸給には、位田食封季祿ありて、百事嚴に行はれたりしが、後王政漸く衰へ、政權の武門に歸せしより、祭祀の用途は常に不足し、官員の俸給も令制の如く支給すること能はざるに至れり、

按ずるに令の制度にては、伯大副には、位田季祿等を左の如く賜ひ、少副以下

れのれのその官位に應じて賜へり、そを一々舉むは煩しきをもて、今は伯大副の給はるべき額をのみ掲ぐ、

伯 從四位下

位田 二十町

季祿 絁七疋 綿七屯 布十八端 整三十口(毎年二季同額を賜ふ)

食封代絁八疋 綿八屯 布四十三端 庸布三百常

大副 從五位下

位田 八町

季祿 絁四疋(毎年二季同額を賜ふ)

食封代絁四疋 綿四屯 布二十九端 庸布百八十常

備考、絁一疋は長五丈二尺、布一端は長五丈二尺、庸布一常は一丈三尺、綿一屯は、二斤なり、

第三 神祇官行幸



凡年中祭祀の中、九月例幣發遣の日は、天皇神祇官に行幸して其式を行はせ給ひ、六月十二月神今食、十一月新嘗祭にも、また本官に行幸して行はせらるゝ事あり、之を神祇官行幸といふ、

例幣發遣の日、神祇官行幸の事は、江家次第に、行幸神祇官被立伊勢幣儀、正廳内東第一間敷、東西其上乾巽行敷、長薦一枚、置御幣案二所、内内宮料、外外宮料、一件案並長坤行置之、其上置御幣、長坤行其西立、太宋御屏風、其東敷、小莛一枚、其上敷、高麗端半帖一枚、爲御拜座、反第と見え、建武年中行事に、十一日例幣の行幸あり、(中略)神祇官に行幸なりて、北の廂に御こしをよす云々と見ゆ、昔は八省院へ行幸ありて、奉幣使を發遣せられしを、後神祇官に行幸して發遣せらるゝこととなりけり、例幣發遣につき、本官行幸の例は、定家朝臣記に康平四年九月十一日、未時行幸神祇官と見えたり、

また新嘗祭に神祇官へ行幸の事は、江家次第に、新嘗祭神祇官儀、依無中和院、於神祇官行之と見え、中和院なき時は本官に行幸あらせられ、齋院の北

屋、即ち正廳にて行はるなり、その例一二を擧ぐれば、十三代要略卷二に、白河天皇承保二年十一月十五日、行幸神祇官視新嘗會、水左記に、同四年十一月廿日、今夜有行幸神祇官云々、百練抄卷十二に、順德天皇建保元年十一月十三日、依新嘗祭、主上自高陽院行幸神祇官、歩儀也、と見えたり、

また大嘗會由奉幣發遣の日、神祇官行幸の事は、御代始和抄に、由の奉幣といふは、御即位あるべき由を、伊勢太神宮に申されんがため、神祇官に行幸ありて、奉幣使をたてらるゝ事也、本儀は大内より建禮門へ行幸ありて、行はるゝ事也、然れども後三條院治曆四年、即位の時建禮門なきによりて、神祇官にて之をたてらるゝ、しかりしよりこのかた、流例となれりと見え、本朝世紀に、治曆四年六月廿一日辛酉、行幸神祇官、被立伊勢幣帛使と見えたる、是神祇官行幸の始なり、然るに神祇官は、宮城の外にあり、皇居よりやや程遠きにより、鳥羽天皇即位以來二十五年の間、行幸の儀絶えたりしを、崇德天皇長承元年に、御再興の儀起りぬ、中右記に、長承元年十月二日、入夜頭中將送消



息云、神祇官行幸、近代以降皇居程遠、絶無其儀、神事違例職而斯由、今改徒歩之儀、可與騎馬之例歟、又無便宜之時、就無其例、不可有沙汰歟、兩端間可令計申給者、予奉返事云、騎馬之事依無其例、難申、左右、神事臨幸久絶、頗有其恐、騎馬行幸何事候哉、朝野群載卷六に、行幸神祇官事、右我朝神國也、以敬神可爲先、以如在可爲禮、而皇居程遠、棄而不被行者、公事已絶、神慮可恐、就中繼絶興廢者、聖代之嘉摸、明王之善政也、然者忽改徒歩之儀、被興騎馬之例、蓋叶神慮哉、抑自里亭行幸八省、是騎馬也、其儀亘被准據歟者、以此旨可然之様、可被洩達之狀如件、十月五日、權大納言實行藤原差添勅文と見え、この後本官行幸の事再興せられたりと見えて、順徳天皇の禁祕御抄に、例幣神今食新嘗祭の内一兩度必行幸あらせらるべき由見え、また臨時の行幸は、百練抄卷十一に、土御門天皇承元四年十二月十日、天皇行幸神祇官、被立御即位由伊勢奉幣使、同卷十五仁治三年三月九日、同卷十七正元元年十日の條等にも、同じく由奉幣發遣のため行幸の由見え、また勘仲記弘安

十一年二月廿七日の條にも見えたり、また公卿勅使發遣につき、神祇官行幸の事は、帝王編年記に、龜山天皇弘安四年閏七月二日、天皇幸神祇官、依公卿勅使發遣也、依蒙古御祈也と見えたり、

第四 諸社の貢進及び神祇官町

是に於てかその不足を補ふために、諸國の大社に命じて、年々各地の所出を貢進せしめて、之に充つるの止を得ざるに至れり、伯家部類に載する、二條天皇永萬元年六月、神祇官御年貢進社事といへる一項の文書即是なり、其他いさゝかなる領地及び神祇官町の地子などを取り集めて、辛うじて年中の祭祀を始めその他の用途に充てつゝありしなり、

伯家部類に云はく、神祇官御年貢進社事

五畿内

松尾社二百束、薪二百束 稻荷社蕪薪同、但雜事隨役 梅宮社蕪薪同、但兼中、年給之時被更除



木嶋社 向社隨仰事

大和國 三和社紅百兩 廣瀨社作菓子等 竜田社 布留社 大和社 丹生社  
 河内國 平岡社藤新等 弓削社神主被成 恩智社鳥羽院女房右門子孫傳領云々  
 和泉國 大鳥社明兼子孫領云々 積川社櫛少々進 阿那師社 大井開社同  
 攝津國 大依羅社 住吉社 生田社 長田社 座摩社 垂水社 廣田社

東海道

伊賀國 南宮社米五石費少々 佐々宮  
 伊勢國 多度宮八丈十疋 賀福社八丈五疋 稻生社神主被成 阿射加社八丈三疋  
 於非社絹四匹費少々進 朝明上下社神主被成 牟山社 中牟山社皮  
 尾張國 一宮八丈廿疋 二宮八丈十疋 熱田社糸百兩進  
 參河國 池鯉付社 石卷  
 遠江國 小國社小池淨一、仁〇八丈五疋  
 上總國 玉崎社

常陸國 吉田社

甲斐國 國玉社上六疋

東山道

近江國 建部社藥二百束神祇官宮浦進 六座社 田呵社移文中 小野社  
 美濃國 南宮社八丈五匹 阿須賀(賀の下恐らくは田の字を脱す) 社八丈三疋  
 飛驒國 水無社自本官被成神主  
 信乃國 須波社布千端進  
 下野國 宇都宮上馬二匹 香取社神官等皆申請本官移  
 陸奥國 大高山社大夫伯殿御時請衛由請移文年貢進 荻田峯社同  
 北陸道  
 若狹國 常神社魚貝進  
 越前國 氣比社米拾五石進 大虫社真漆一斗 劔宮綿少々  
 能登國 氣多社石納釜五口 由須流義社干飯



越後國 上生田社 真漆一斗

佐渡國 一宮 神主本官被成年  
貫且鮑三百貝進

山陰道

丹波國 出雲社 米十石

丹後國 籠宮系五十兩進 主基

但馬國 伊豆志社 布五十端進 水谷社 上品紙五十  
帖進 阿波加社 紙二百帖進 正米沙汰

已上三社正米賜下文了

因幡國 上宮 布五十段 轆轤物進 大江社 布廿段進

伯耆國 一宮 籬百枚進 二宮 五十枚

出雲國 大社 米 佐陀社 米卅石

石見國 大歲社 黑金

山陽道

播磨國 伊和社 上品紙百帖 荒田社 同上品紙二百帖 白國社 鬻刀進 相撲社 同

美作國 中山社 高屋社

備前國 吉備津宮 社司貞則隨仰

備中國 吉備津宮

備後國 吉備津宮 炭五十籠 穀五十合  
白米 黑豆 大豆 小豆 搗粟等五合進 社二前 教  
上品紙二百帖

周防國 玉祖社 大樽三百寸 二宮

長門國 一宮 上牛一頭 二宮

南海道 本ノマ 西海道 脫賊

紀伊國 日前米十石 時々召物 黒前

淡路國 一宮 炭五十籠 木五十束 二宮 炭五十籠 薪百束 石屋社 薪百束 爲繩 二尺五寸

阿波國 大麻社 炭五十籠 薪五十束 二尺五寸  
爲繩

讚岐國 一宮 櫛無社

伊豫國 三島社 尹選法師 樽一萬寸進

右大畧注進如件



永萬元年六月日

かくの如く、諸社の貢進を以て祭祀の用途に充て、伯以下の職員にも分ち賜はりしが、それも後には進らぬが多くなりしより、官町境内の地子を以て、辛うじて形式ばかり行れし由は、同書に昔者從諸國令奉納神物以下繁多也、仍年中行事供祭物諸役人等令下行、嚴密執行之、近來信長秀吉大閣以後、每事衰微、入神殿其外殿舍漸及破損、然而以官町境内等之地子類雖如形、神事體無退轉云々、とあるにて知られたり、

さて神祇官町の事は、拾芥抄中末諸司厨町の條に、春日、南堀川西一町、大炊御門、北大宮、東藍園、西一町、又中御門、南西洞院、東一町とあり、合せて四町ありてその借地料即ち地子を以て官の用途に充てしものなり、その始詳ならざれど、厨家の事は既に延喜太政官式に見えたるは、神祇官町も其頃既に有りつらむか、猶よく考ふべし、神祇官雜々記に、

左辨官下神祇伯神祇官町事

雜事參箇條

一應、任度々宣旨、慥令催勤、居住本官町人等、不勤、守護役等事、右得彼官去月廿七日解狀、爾、件守護年來之間、居住本官町之輩、各所勤來也、而近年居住之輩、度々背宣旨、或募權門之威、不叶本官之催、或領數戶之地、不勤、一度之役、加之各准私領、恣好賣買、雖加制止、都無承引、神事懈怠、而此由也、因茲注子細、經奏聞之處、雖被下宣旨、構以不隨所勤、任度々宣旨狀、追出彼難澁輩、以叶役之者、欲被令居住、慮外雜穢出來者、其恐不少、仍爲、遁後日之勤發、類所經奏聞也者、權中納言藤原朝臣光賴宣奉勅、宜任度々宣旨、居住本官町之人、慥催勤、兼又所澁并准私領賣買之輩、自今以後注進交名者(中略)

以前條事如件、官宣承知依宣行之、

保元三年(虫損)月十日

右少辨藤原朝臣(在判)

大史小槻宿禰(在判)



と見えたるによれば、當時既に官町のありしこと明なり、その後長寛二年十月十六日、先例によりて、左京内に居住する當官預輩官役に随はず、兼ねて私領に准じて、他人に賣買するを禁じたる、左辨官の下文も見え、伯家部類に、

左辨官下神祇官

雜事貳箇條

一應、任度々宣旨、永從停止、本官町貳町五段、催夜行門々並役間檢非使廳、看督長下部等亂入在家、妄以汚穢身蹈穢奠祭地事、  
右得、彼官去月十二日奏狀、備謹檢案内、被宛置諸司町地、載而在式條、仍本官司各令知行、以居住在家人等、召仕本司雜役者、已以傍例也、而件地貳町五段、背他司之例、爲使廳橫被虜掠之條、子細不審也、彼者則理非糾斷之廳也、豈不存式條哉、是者又祭奠潔齋之官也、爭不存式條哉、今公之虜掠故不審也、若以威勢妄放入汚穢下部等、可被冤陵者、頗非正道、糾斷之政歟、況度々宣下之地、任道理仰裁定而已、如此之間、住人偏恐使廳、早

忘本官畢、因茲無人守護之間、有宮門雜穢之恐、無人掃除之間、有庭草繁茂之煩、云彼云此、神事違例不淨之基也、望請天裁、早任度々宣旨、兼依守護無人、任先例重被下宣旨、永停止使廳下部亂入、催夜行內並者、中納言藤原朝臣實國宣、奉勅前後嚴制旁以稠疊、永從停止、敢勿違越者、  
一應、同任度々宣旨、永從停止、居住同町住人等、恣准私領賣買要人、兼背先例、不隨本官進止事、

右得、同前奏狀、備謹檢案内、諸司町地令進退本司者、眼前之傍例也、而當官町地貳町五段也、彼居住之輩、各種買得之由、猥募私權、所不順本官之催也、以公廩物恣可賣買哉、兼居云地、妄可募私權哉、早任前宣旨、重被下宣旨、永停止件狼藉等者、同宣奉勅、前後嚴制旁以稠疊、永從停止、敢勿違越者、以前條事、如件、官宜承知、依宣行之、

嘉應二年七月十九日

大史小槻宿禰(在判)

少辨藤原朝臣判



神祇官町大炊御門町西半町事、奏聞之處、於有限之本官公事以下、爭可對捍哉、任例嚴密可令下知給之旨、院御氣色所候也、仍執達如件、

建武二年六月十七日

權中納言資明

伯殿

なほ他にも見えたりと、煩をしければ省きぬ、委しく知らむと思ふ人は、本書につきて見るべし、かくの如く官町に居住の輩、權門の威を借りて、本官の催に應ぜず、或は數戸の地を借り受けながら、一度の神役をも勤めず、地子をも奉らず、甚しきに至りては、私に之を活却するものあるに至り、狼藉至らざる所なく、終に神事も之が爲めに行はれざるに至れり、豈歎はしきことの極ならずや、

神祇官領地の事は、伯家部類に、

請申神祇官領備中國久米庄事

右以御年貢内、御寄進當社上者、御祈禱以下、殊可抽忠勤候、件御年貢員數庄家落居之後、可被治定者也、於當年貢者、先ッ半分如承者七十石云々、請取時百貫云々、充給承之、今於半分者、否可沙汰進御方、似於被心憚、入御便可被定、其員數之上分、殊者實無御免者、雖聊不可有相綺候也、仍而後日證文之狀如件、

延慶三年八月 日

前越後守泰方

一年號不知

播磨國黒田庄可令知行給之由、殿下御氣色候也、仍執啓如件、

六月二日

右大辨宣治

謹上 伯二位殿

神祇官下備中國久米之庄事

定輔

預所

右以人宜補任彼職、有限神祭米已下之事、無懈怠可被進濟庄家宜承知



敢勿違失下

延慶二年八月日

少祐齋部親有

と見えたり播磨國黒田庄と備中國久米庄の外に、なほ領地ありしも知らねど未だ見あたらず、然るに後世にいたりて、世の亂るゝに隨ひて、地子を納め年貢を奉るもの、年々に減少し、殊に應仁の大亂後は、殆ど絶無の姿にて、朝夕の神饌すら獻り難きに至れり、豈歎はしき事の極ならずや、

資益王記に、文明十四年三月三日、抑本官御供料、亂以後不及其沙汰之處、去夜靈夢、今日始而御飯御酒等供之、鬪鷄一羽遣之云々と見え、忠富王記に、明應五年二月卅日、神祇官御供料秘計不叶之間、卅正且下行、殘分官町以夏地子可下行之由、行賢に申付了とあるを見れば、當時衰微の状思ひやられて、たゞ涙にむせぶ外なきのみ、

第五 本官の造營

本官殿舎の名稱は、第二章殿舎の部に詳なるを以て參看すべし、大寶令撰修の

當時は如何にありけむ、知るに由なけれど、續日本紀以下の國史貞觀儀式以後の儀式書類、其他の記録類を參考するに、殿舎の構造等は、後世まで大差なきが如し、本官の造營は、古は諸國に命じ分擔して事に當らしめしが、後には神祇伯以下の職員、勞を募りて造營せしことありき、

續日本紀卷十聖武天皇天平二年六月の條に、庚辰、神祇官曹司災壬午、雷雨神祇官屋災、往々人畜震死と見え、また扶桑略記に、村上天皇天曆七年、神祇官後廳燒亡の由見え、日本紀略に、冷泉天皇安和二年七月廿三日、神祇官舎二宇顛倒し、一條天皇長德四年三月廿八日、北廳屋燒亡の由見え、たれど、當時の造營は、いかにありけむ知るに由なし、その後三十餘年を経て、後一條天皇長元七年本官造營ありき、左經記に、長元七年八月十九日、造營國充、神祇官北廳屋信乃國南屋一宇常陸、紀伊國西屋一宇武藏、倉一宇若狹と見え、是なり、此の文によれば、當時の造營は、すべて諸國に賦課して、其事に當らしめたるものと見えたり、また是より後百四十餘年を経て、高倉天皇安元二年、神祇官を修理せられ



し事見えたり、そは顯廣王記に、安元二年十二月五日、除目也、讓伯於大夫、朝恩無極也、(中)但申請神祇官修理、雖有許容、微力不及歟、可相勵也、と見え、仲資王記に、安元三年正月八日、神祇官修理事始、と見えたる是なり、讓伯の功を募りて本官を修理せしなり、この後本官の東廳、南廳外記舎、御幣殿等、顛倒の由、仲資王記文治五年八月廿一日百練抄安貞二年等に見えたれど、如何にして造營せられしか、記録散逸して知るに由なし、王政の衰へしより、朝廷の供給ゆたかならず、僅なる神祇官町の地子と、領地のみつぎ物とを以て、年中の祭祀をはじめ、其他の用途に充てしに、それすら奉らぬが多くなりしより、次の文に見ゆるが如く、殿舎は荒廢し、築垣は壞損して、拜み奉るもかしこき有様とぞなりにける、神祇官雜々記に云はく、

言上神祇官北舎并築垣等修造事、在彼北舎已下行事所始、此前被加修理者先例也、就中北舎如當時、雨露難留云々、四面築垣等又大略壞損歟、不慮之觸穢若出來者、可爲以外之珍事哉、然者來六月、行事所始以前、任例可

被修造之由、爲被伯家言上如件、

嘉元二年四月日

左官掌紀秀兼

左史生中原職有

右大史中原景範

神祇官解 請特蒙天裁、別被敬神、被遂當官造營、被置番士、彌增神威、專御祈禱狀、

右謹考案内、本官者人主所重、臣下之所敬也、祈福祥求、永貞無不歸神祇之德、故爲百官之首云々、依之被奉崇、入神殿於大内宮中之以來、南北廳并豐宇、東西院峙、殿舎、仍朝家大祀之始、行幸當官、有由奉幣、本朝之神態、躒于靈社、祈禳之靈德、先規不可勝計書裁、加之、祈年月次神嘗等恒例臨時之祭、百官可集神祇官之也、令典設文被示、祭國家之大事也、欲歲災不起、時令順度、預此祭之靈神、京畿外國大小通計五百五十餘社、由格臨裁而炳焉也、且非其所祭之、名曰淫祀云々、抑當官者天下第一之祭庭、日域



無雙之靈場也、而今神殿逐年荒廢、門壁經日破損、神道之衰微、愁歎何事加  
旃、多拜見彼破壞、諸人無不愁吟、唯仰蒼天、令拭以淚者也、凡神者就人之  
之崇敬、增威光、人者依神之加護、添命、當官之大破、空難被閱之、裁望請  
殊蒙天裁、別被仰武家、被遂造營、被置番士、忽令仰神道之再興、爲奉  
祈我君之萬年、謹解、

延文三年五月日

延文三年は、南朝後村上天皇正平十三年に當れり、殿舎門壁大に荒廢せしを  
以て、造營あらむことを奏請し、かつ番士を置きて、警衛を嚴にせざれば、亂人  
の暴行あらむ事を慮りて、併せて番士を置かれん事を奏請せしなるべし、  
中世以後、本官大に衰へつれど、なほ殿舎舊の如くに存し、八神殿四時の祭祀絶  
えず行はれたりしを、應仁元年の兵燹に罹りて、八神殿以下東西兩院の殿舎悉  
く焼け失せ、其後神祇伯忠富王及び大副卜部兼俱等再興を謀りしかど、其事終  
に行はれざりき、

應仁の兵火に本官焼亡の由は、應仁記卷二焼亡之事といへる條に、下ハ二條  
上ハ御靈辻、西ハ大舍人、東ハ室町ナサカヒ百町餘り、公家武家ノ家三萬餘宇、  
皆灰燼ト成、郊原成畢と見え、本官は二條の南にて、この火災の區域の内なれ  
ば、固より焼け失せぬることは云ふまでもなし、さて此後十有餘年の間造營  
せられず、焼け跡はたゞ野原となり居しものどれば、えて、資益王文明十五年  
の記應仁元年より十七年目なりに、五月七日中將來云、昨日自北野被參、因幡堂次本官之舊  
跡拜見、掃除事可沙汰云々、以民部卿内々可奏聞之由申之、則當番予代參  
之間令用意之後、可奏聞歟、楚忽儀不事行者、不可然之由令申處、於掃  
○以下と見えたり、本官とは神祇官の事なり、神祇官の舊跡は當時なほ荒れは  
缺文てたるまゝにて、造營も出來ざりしによりて、奏聞を経て、生ひ茂れる醜草を  
かりはらひ、掃除せむとせられしなるべし、かくて後二十四年を経て、同天皇  
延徳二年忠富王兼俱の二人本官を再興せむと欲し、前後二回左の如く言上  
せり、



神祇官再興間事

右當官者、爲皇居鎮護之神明、被行年中四度官幣、被專三千餘社之祭祀、爲天下無雙之靈場者也。爰應仁大亂之後、于今不及再興之御沙汰之條、延曆遷都以來、雖一日片時、無其例、爲神爲國爲道尤難、例者歟、所詮雖爲如形、先四至構并八神殿祝部殿等、假殿之儀、被遂其節者、一天靜謐之基、公武御祈之瑞、何事如之哉、仍言上如件、

延德二年閏八月日

長上從二位兼俱

從二位伯忠富

神祇官興行條々事

- 一四至御地事、任先規各可、被仰出之段、尤可爲珍重歟、但覆以下當時難事行者、先以如形芝築地堀風情分可然哉事、
- 一八神殿造立事、正殿分當時爲大儀者、先假殿分并遷宮等儀、以最省略分、可三萬正事、

一番衆事、一亂以前官町散所者、勤仕之當時一向無居住之儀、其上爲荒野之間、無人不可叶所詮、近邊廿四ヶ村散所輩、各被分配、每日五人充可、被仰付哉事、右當官御再興事、上意定而可有神感哉、天下彌太平之基、殊更爲致御壽命長遠之御祈、粗言上如件、

延德二年十月日

長上從二位兼俱

從二位伯忠富

かく兩度まで上書して、正殿造營の事、行はれ難くは、假殿なりとも再興あらむことを請はれしかど、その事遂に行はれざりき、

第六 神祇官代を設く

されば年中の祭式は、如何にして行はれしかといふに、内野の神祇官跡に、假屋を設けて、その内にて式を行ひ居りしかど、いつまでもかくてあるべきにあらねば、遂に吉田社を以て、神祇官代とし、奉幣使等はこゝより、發遣することゝなり、以て明治維新に至れり、



さて内野の神祇官跡を以て、神祇官代とせしことは、彼是物に見えたれど、就中吉田の梵舞の記は、尤も適例なるを以て、こゝに引き出だし、其他はもらしぬ。舞記天正十三年十月九日の條に云はく、於内野神祇官伊勢大神宮の祭事あり、予令見物也と、同じ吉田家の記録にかくあれば、あれば當時内野の神祇官跡を神祇官代とし、吉田の八神殿をば用ひられざりしこと推して知るべし、なほ下文元和三年の孝亮宿禰記を参考して、其頃までも吉田を用ひられざりしことを思ひ辨へてよ。

吉田を始めて神祇官代に用ひしは、慶長十四年以來の事なり、そは寛文九年吉田家よりの注進狀に、慶長十四年九月十六日、奉幣使發遣之刻、於八神殿前、神祇官之作法被執行訖、是於吉田神祇官作法之始也、また孝亮宿禰記に、慶長十四年九月十六日甲午、伊勢一社奉幣發遣日時定、陣儀有之(中)陣儀以後、于直參向神祇官代吉田最上所前、奉幣發遣御作法有之、天正年中迄、神祇官代有内野、然而件内野敷地、被搆大樹御屋敷内之故、今度神祇官代被用

吉田初例也とあるにて明なり、かく吉田齋場所を神祇官代に用ふることも、なりぬれど、この後もなほ内野の神祇官跡をもて、神祇代に用ひられしこともありしと見えて、同宿禰の元和三年の記に、三月七日壬申、自廣橋大納言六位史兼官之事申給、神祇官代之事、今度吉田者不可被用、仍内野ニ神祇官代屋舖四丁有之、彼地今度八神殿被勸請、由有風聞、十日乙亥、參廣橋大納言殿、神祇官參向之事、令言談、神祇官屋舖假屋内野古跡神祇官屋舖也十一日、東照宮社就一社奉幣、神祇官參向、神祇官代内野也上卿中御門大納言と見たり、此頃まではなほ吉田八神殿を用ひられざりしこともありしが、此後終に吉田のみ用ひらるゝ事となりけり、

#### 第七 明治以後の神祇官

明治維新のはじめ、まづ神祇事務局を設け、督正權輔正權判事等の職員を置き、神祇祭祀祝部神戸の事務を督らしめしを、後大寶の古制に復して、神祇官を置き、神祇の政大に盛ならむとせしを、尋いで官を改めて省とし、後神祇省を廢



して、更に教部省を設け、神社の興廢、祠官の等級、格式等に關する事は、寺院僧侶の事務と共に、此省にて掌らしむることとし、祭祀に關する事は、太政官の式部寮の管することとし、掌典、神部の官を置きて、之を掌らしむることとなり、けり、其後教部省も亦廢せられ、内務省中に社寺局を設けて、神祇の事務は寺院の事務と共に、此一局にて管理せられしが、今年に至りて社寺局を廢して、更に神社宗教の二局を置き、神宮以下すべて神社に關することは本局の掌る所となりぬ。

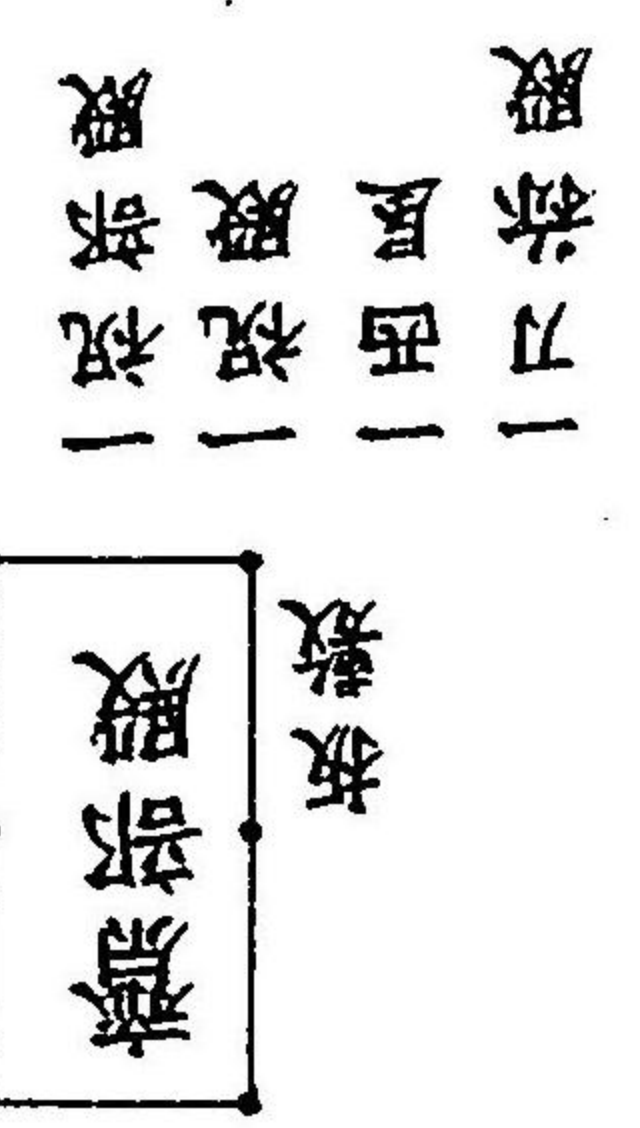






齋院

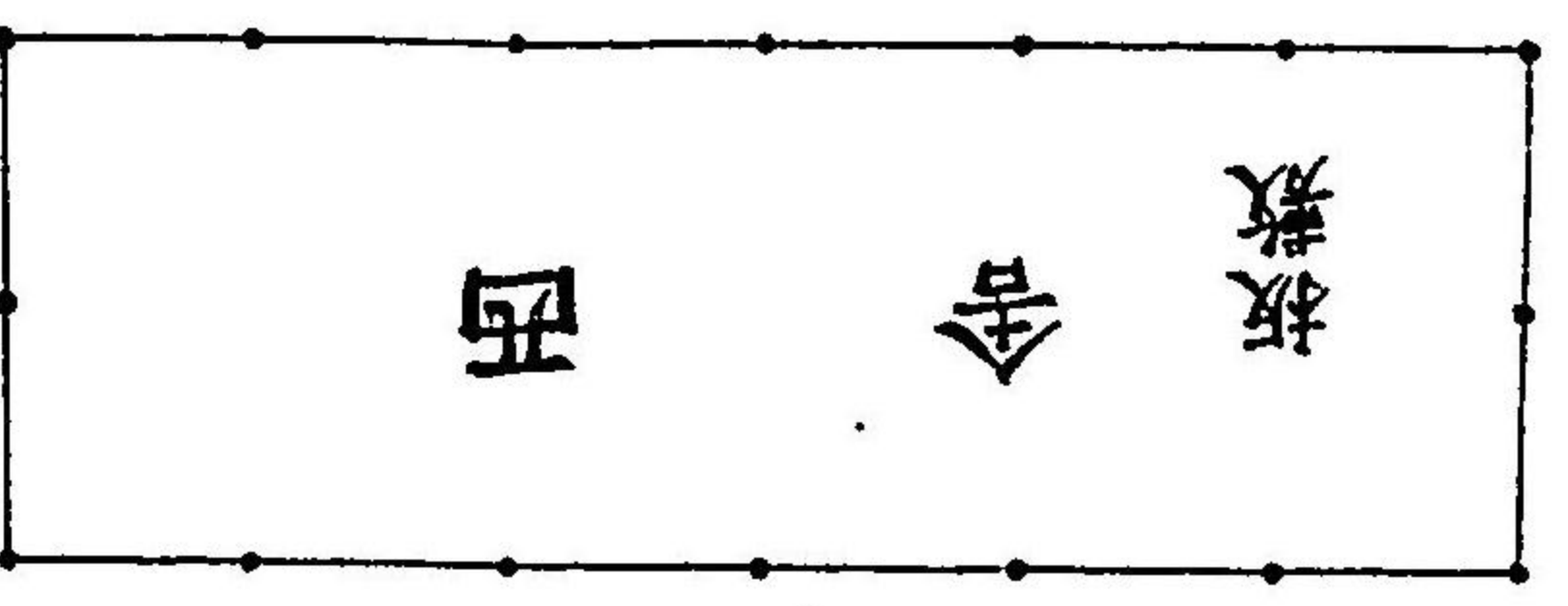
一西院



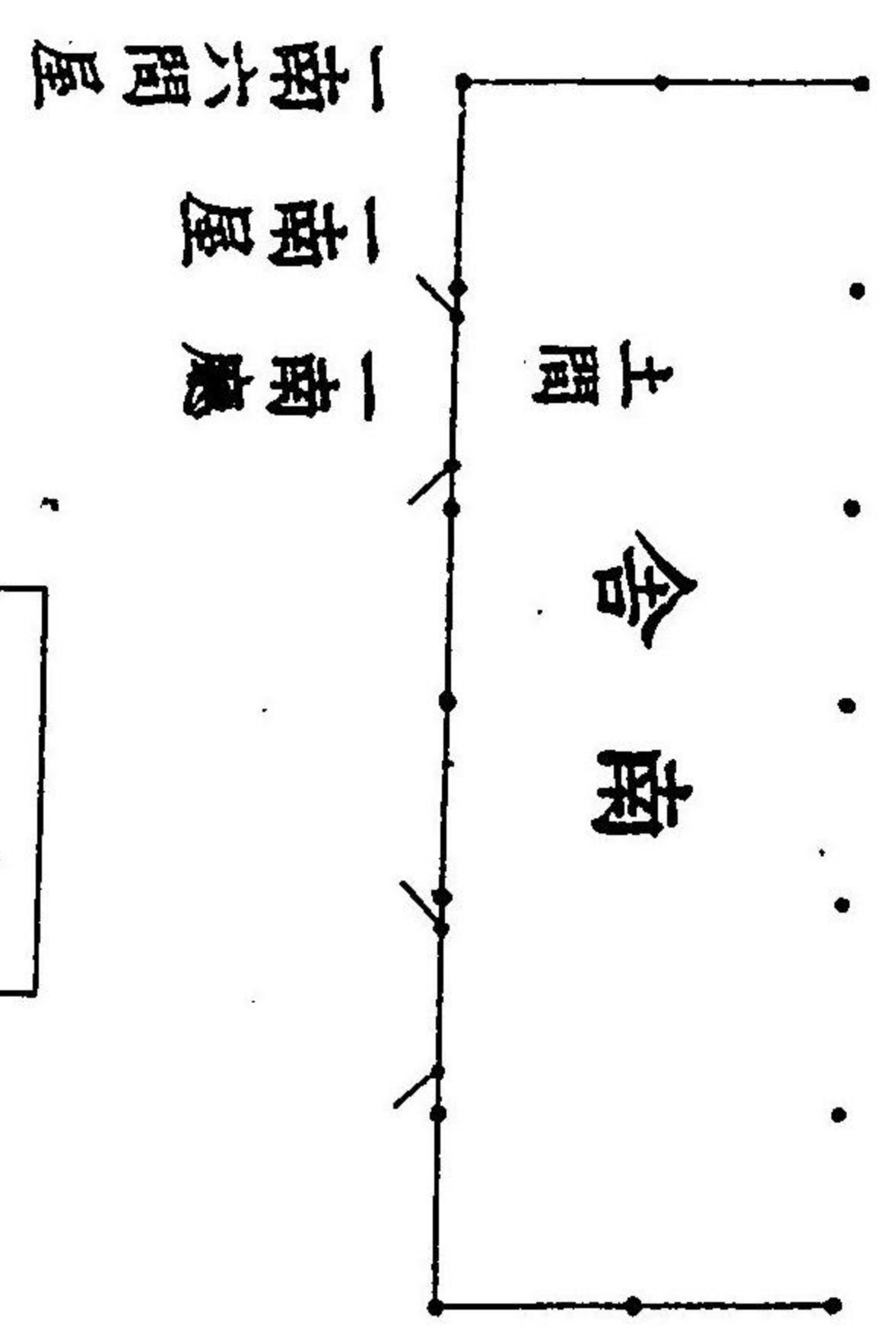
○樹

○  
○  
樹二株

一柏殿  
一西廳

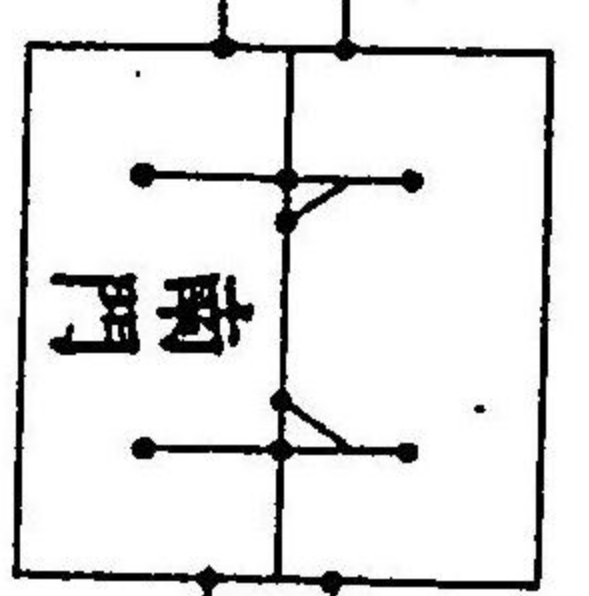


西面路廣四丈 但掃筍小路



二南廳  
二南屋

一南六間屋

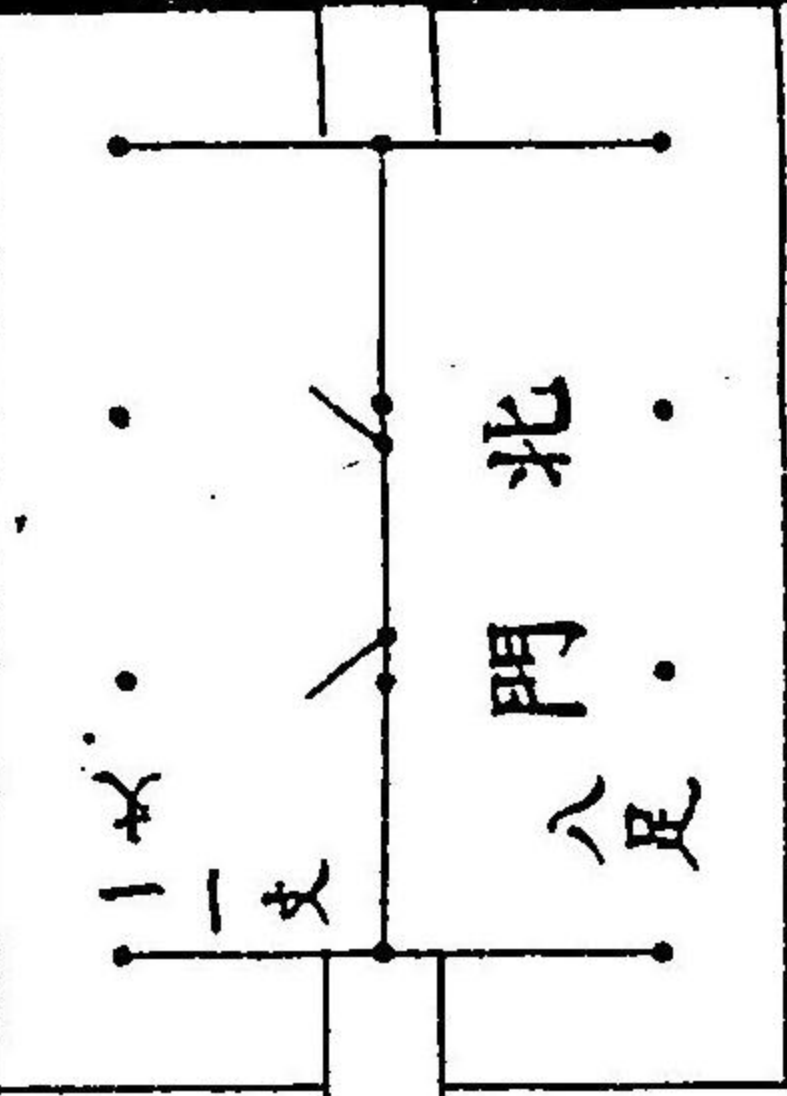


南面路廣七丈 但冷泉小路

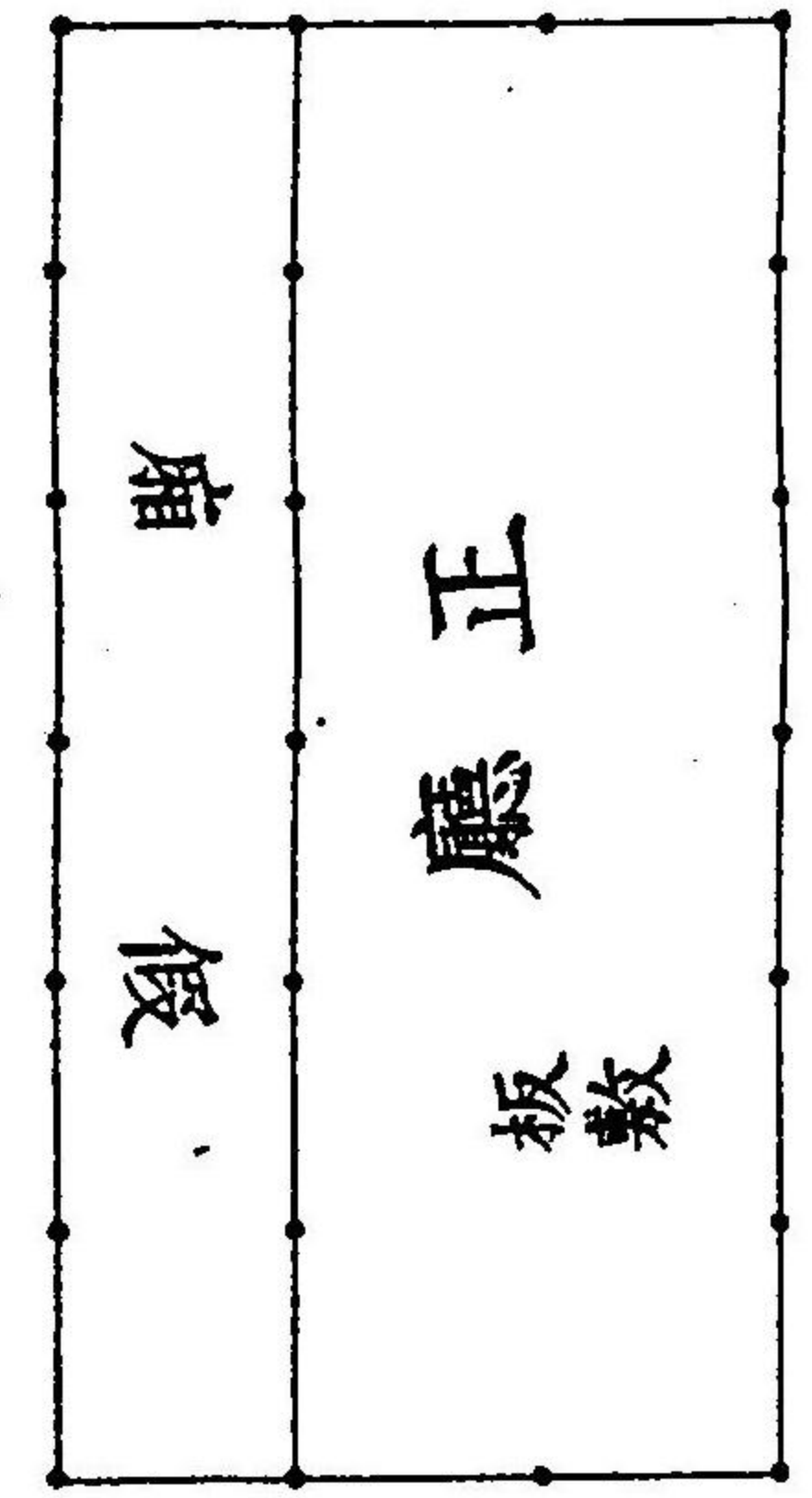


郁芳門大路廣十丈

北大門



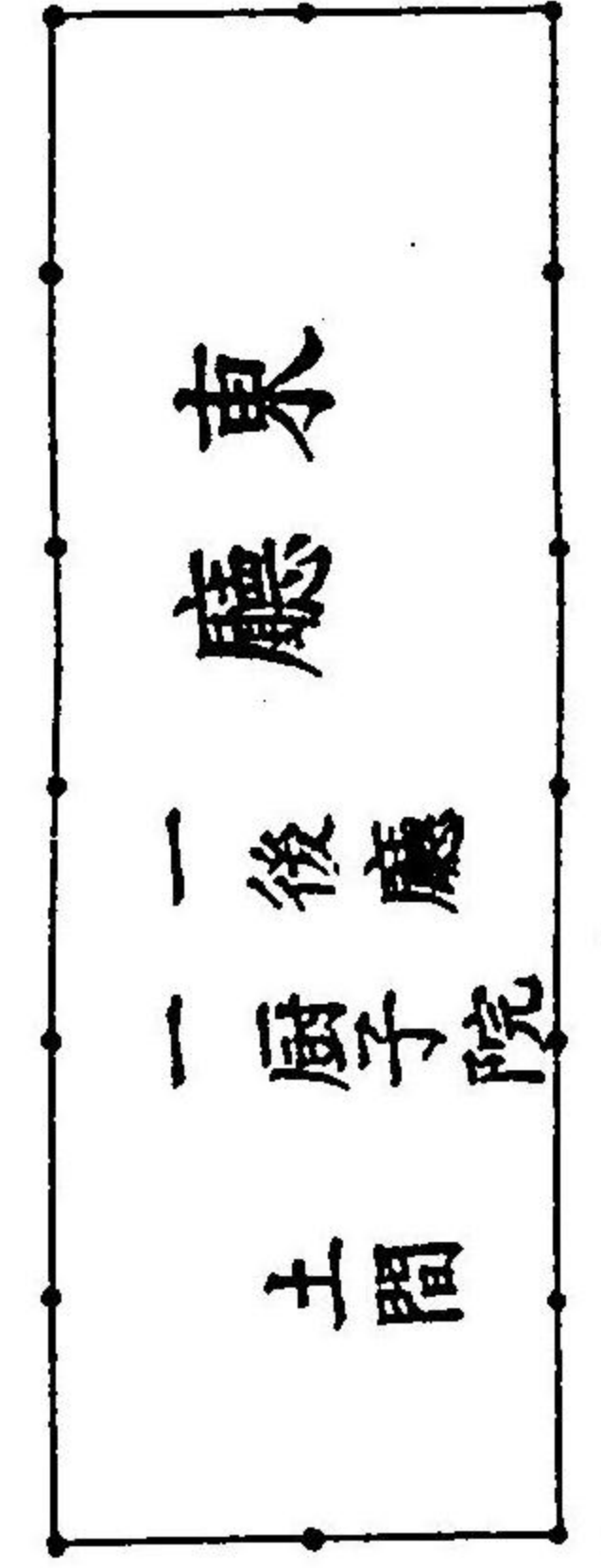
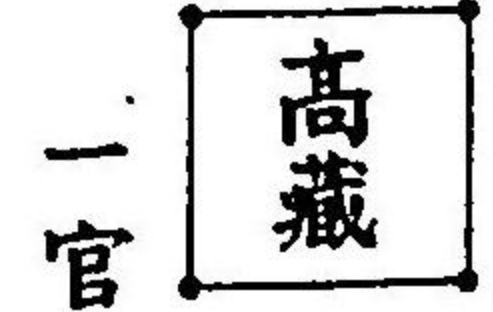
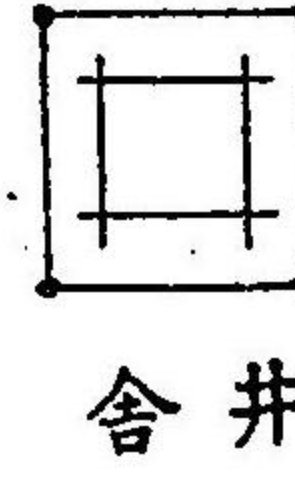
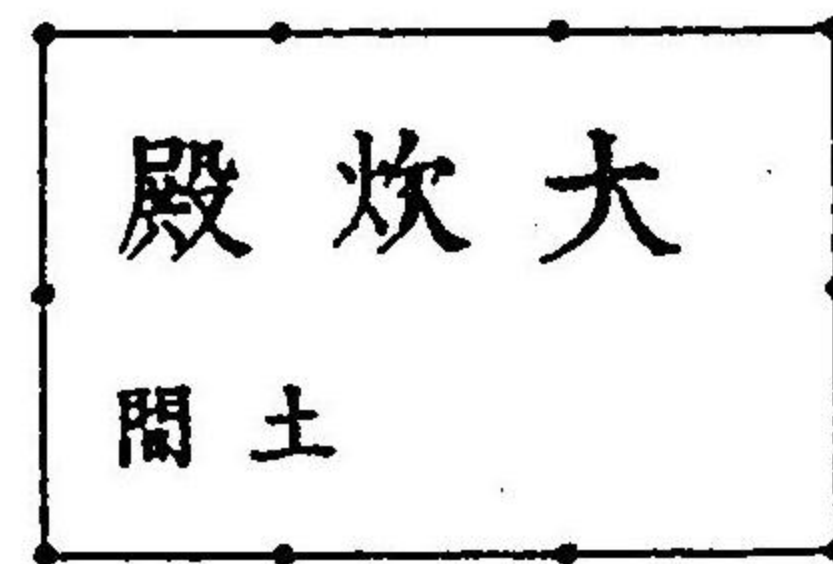
北門 棗門



北舍

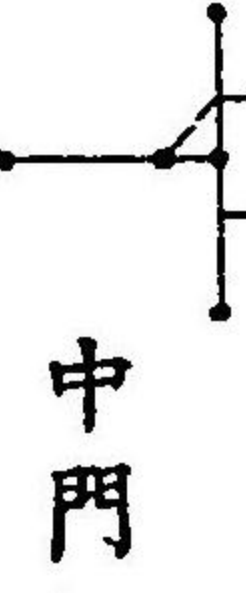


東院



樹二株

東門



樹二株

樹二株



高藏

一官庫

○ 樹二株

東  
廳  
一後廳  
一厨子院  
土間

○ 柳二株

中門

○ 神二株

御幣殿  
板敷

南  
舍  
二南廳  
土間

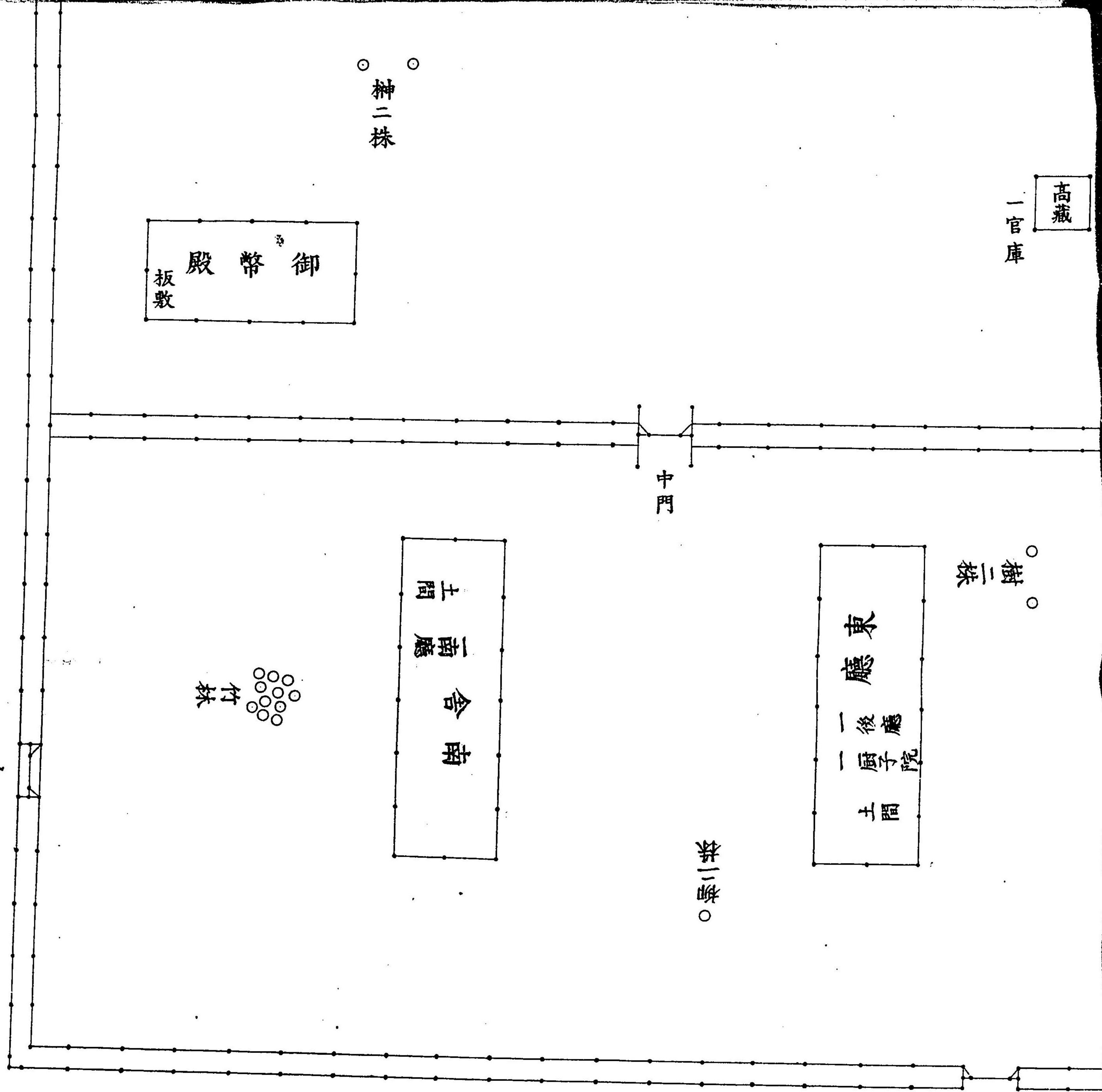
竹林

土門  
一濬戶門

路廣七丈  
但冷泉小路

東面路廣五丈

東門









今は無之、北廳許有之と見えたり、

第二 西院一名齋院

西院一に齋院といふ、東西二十三丈、南北三十七丈あり、神祇官の西方に位するによりて西院といふ、又之を齋院と稱するは、八神殿はこの院内に齋ひ奉り、且祈年月次の班幣より、その他の諸祭多くは此院にて行はるゝによれり、北隅に八足門を開き、その西南に正廳あり、正廳の東に東舎あり、又外記舎といふ、西に八神殿あり、八神殿の東南に齋戸殿あり、三代實錄に、齋部神殿と見えたる是なり、その西南に西舎を設け、南垣に四足門を開き、門外に一舎を設く、之を西舎といふ、門内にあるを南舎といひ、その東に御幣殿あり、御幣殿と東舎との中間にあるを高御藏といふ、

西院の稱は、三代實錄貞觀二年八月廿七日の條に、神祇官西院齋戸神殿全文齋戸神殿の下に出づと見えたるを始めとし、神名式、掃部式、左經記長元八年六月二十日中宮平安男子誕生御祈の條、百練抄仁治二年二月四日祈年祭の條に見え、齋院

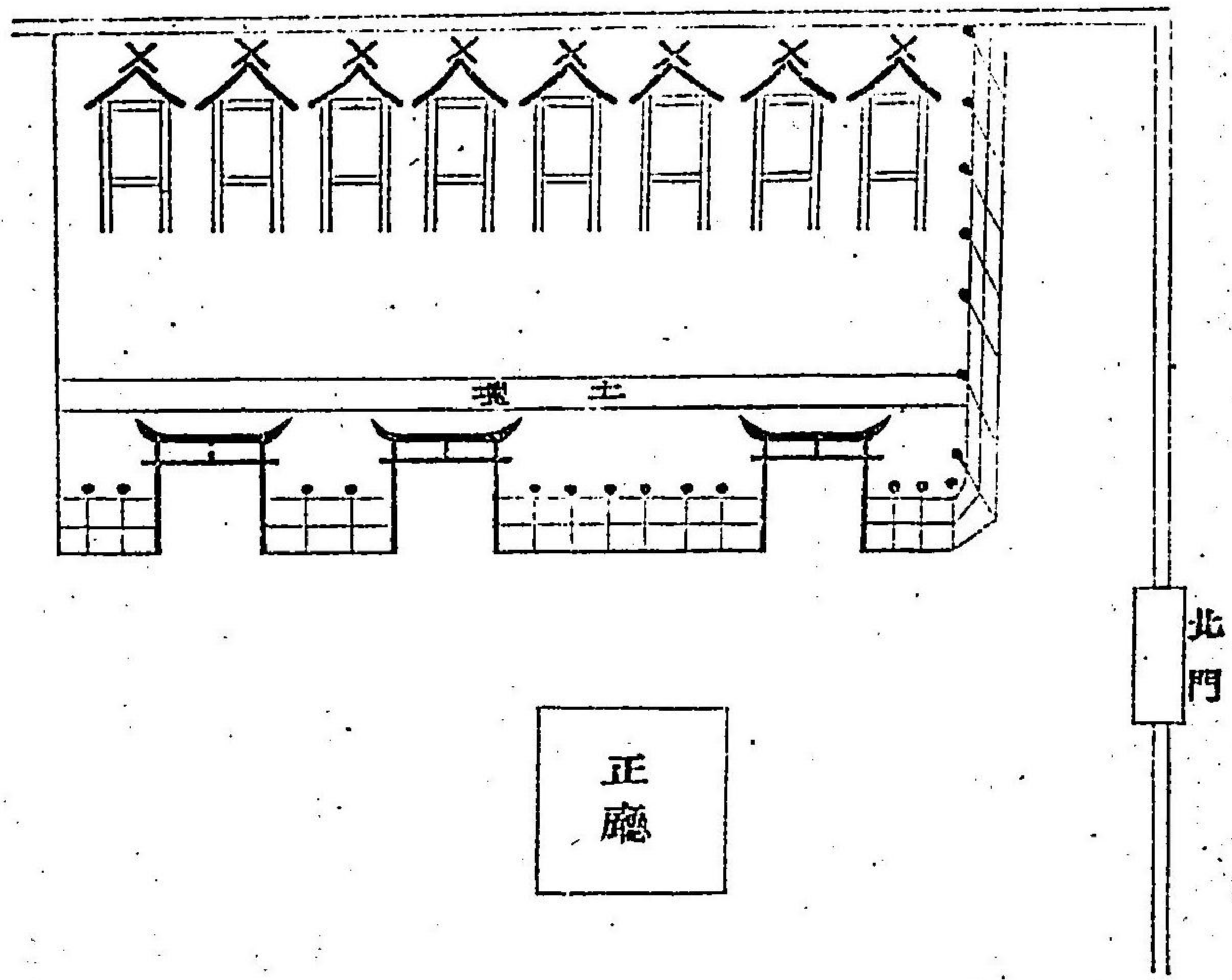
の字は、儀式祈年祭の條に、其日卯四刻、所司辨備庶事、神祇官陳幣於齋院と見え、其他北山抄祈年祭の條、江家次第新嘗祭の條等に見えたり、

第三 八神殿

八神殿は西院内にあり、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八神を齋ひ祭る、よりて八神殿と稱す、八神各殿を異にし、長一丈七尺、廣一丈二尺五寸づゝあり、八社相並び、何れも東面、北を第一殿とす、屋根には榑風堅魚木あり、めぐらすに玉垣を以てし、第一殿第五殿第八殿の前に各鳥居一基あり、

八神殿の所在は、西院の内なることは、延喜式神名帳に、神祇官西院坐御巫等祭神二十三座御巫祭神八座とありて、次に八神の御名を擧げたるにて明なれど、猶一二の例證を擧ぐれば、諸社根元記に、神祇官八足門内有額八と見え、大内裏圖考證卷十九に、八神殿在所、伯家部類云々、文保元年二月十一日廳始及拜賀記所載神祇官圖、八神殿西院西築牆内面、八社相並東面、北爲第一殿と





見えたり、

●●●●●●●●  
八神殿祭神の事は、神名帳に御巫祭神八座並大、月次、新嘗、中

神産日神 高御産日神 玉積産日神

生産日神 足産日神 大宮賣神

御食津神 事代主神

と見え、また古語拾遺にも、八神の御名を擧げ、順序は神各帳と前後せる所あり、高皇  
膳神を列ね、なほ文 産靈神を第一とし、事代主神の次に御  
字も違へる所あり、 已上今御巫所奉齋也と見えたり、さて此八神を神祇官に祭  
らせ給ふ故由は、神産日、高御産日の二柱は、造化の主宰にましますし、玉積産日  
は浮れゆく靈魂を身軀の中府に留め給ふことを掌り給ひ、生産日足産日古事  
に神代七世の中の活杵神は生産日神淤母 陀琉神は足産日神なるべしといはれたり、  
の二柱は生き榮え足り整ふ方に御靈をち  
はひ給ひ、大宮賣神は、古語拾遺に、如今世内侍善言美詞和君臣問命宸襟悅  
懌と見えし如く、天照大神の御前に侍ひて、參入罷出る神等の伊須呂許比荒  
ひますを言直し和なします神にましますし、御食津神は御饌みけの事をしるしめし



事代主神は其父大己貴命をして、皇孫命に國避まつらしめ、やがて神の御尾前となりて朝廷を守り給ひ、忠孝兩全の神なれば、朝廷の御守護神として、殊に齋ひ奉らせられしなるべし、猶下に言ふ所をあはせ考ふべし、祝詞考上、古事記傳三、同十を參看すべし

八神殿の起源は、天孫降臨の時、高皇產靈神、天兒屋命、太玉命の二柱に勅して、吾は天津神籬、天津磐境を起し樹て、吾孫の爲めに齋ひ奉らむ、汝二神、天津神籬を捧げ持ちて、葦原中國に降りて、吾孫の爲めに齋ひ奉るべしと詔ひしに起因し、神代三世の間は、日向の都にて齋ひ奉られしを、神武天皇の都を畝傍檜原に定め給ふや、皇天二祖の詔の隨に神籬をたて、八神を鎮め奉られしなり、

日本書紀一書に、高皇產靈尊勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、古語拾遺に、于時天祖天照大神、高皇產靈尊乃相語曰、云云、又勅曰、吾則起樹天津神籬、神籬者、古語比茂呂伎及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命、太玉命二神、宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋、また速于神武天皇東

征之年云々、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈、神皇產靈、魂留產靈、生產靈、足產靈、大宮寶神、事代主神、御膳神、已上今御巫所奉齋也と見えたる、これ八神殿の起源なり、神籬は柴室木の畧にして、榮樹を立て、其を神の御室として祭るよりして云へる名、磐境は神を祭る場を、石もて築き周らして構へたる所を云ふ、こは天孫の天降り給ふにつきて、高皇產靈神の皇孫命の御守護の爲めに、神籬磐境を起し樹て、殊更に御親の神靈を齋ひ祭り給ひしを、二柱の神等此國に持ち降り、神籬をたて、齋ひ奉りそめられしなり、

清和天皇貞觀元年正月廿七日、神祇官無位神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神に從一位を授け奉り、同年二月朔、正一位に進め奉り、醍醐天皇延喜の制、八座并に大社に列し、祈年月次新嘗案上の官幣に列す、

按ずるに、三代實錄卷二に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授神祇官無位神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、並從一位、同年二月丁亥朔、神祇官從一位神產日神、高御產日神、從一位玉積產日神、從一位足產日神、並奉



授正一位とありて、神産日神以下五柱叙位の事見えたりと、大宮寶神、御食津神、事代主神の三柱は、前後兩度とも叙位の事見えざるは、由あることなるべし。

崇徳天皇大治二年二月火災にかゝり、其後五十年を経て、高倉天皇治承元年四月、樋口富小路より起りし希代の大火に、八省院、大極殿、神祇官八神殿等地を拂ひて焼亡、八神殿御正躰も此時焼失し給へり、或は云ふ、八神殿固より御正躰ましまさずと、後堀河天皇貞應元年六月、八神殿遷宮、其後後伏見天皇正安年中、花園天皇正和三年、後村上天皇興國元年、後小松天皇應永十四年修理造營の事ありき。

百練抄卷六に、大治二年二月十四日、園韓神社神祇官八神殿并外院(中略)焼亡、園韓神御正躰同奉取出之、但後日兼俊宿禰云、八神殿園韓神自元無御正躰、但園韓有神寶劔棒と見ゆ、この時の造營は如何にありしか、次に引く所の顯廣王記によれば、假殿造營にて、本官より造進せるが如し、玉海に安元三年即

治承元年四月廿八日、樋口富小路邊より出火、神祇官八神殿も類焼の出見え、顯廣王記に同年六月九日八神殿遷宮了假殿也、依大治之例、本官所造進也とあれば、四月廿八日に焼失せしを、六月九日までに假殿を造りて、遷宮ありしと見えたり、その後八神殿修造の事は、百練抄卷十三に、後堀河天皇貞應元年六月五日、今夜八神殿遷宮と見え、正和二年遷宮註文に、一八神殿御裝束事御衾八領白張兩面長各四尺二寸、御帳帷八帖平絹白張兩面長各四尺二寸、幅有紐表差筒貫耳金在懸緒、承塵八帖生絹兩面長各七尺、幅有紐表差筒貫耳金在懸緒、代二十四帖內十六帖各六幅八帖各四幅、白張兩面在懸、御茵八枚面唐綾緣錦裏平絹長各二尺、長三尺、弘各四尺、四寸在緒表差筒貫耳金也、御差篋八枚京、御供机八脚座八帖、而京縫緣雲綱裏平絹、長三尺、弘二尺六寸、御濱床八脚、而漆平文長各三尺、弘二尺、一寸高各二尺、御差篋八枚、御供机八脚、而漆平文各長二尺、一寸、懸緒綱志部、燈爐入蓋、また玉英に、曆應三年後村、興國二年三月十九日、大藏卿雅仲爲勅使來、神祇官可有修造武家執奏之故也、於神體者、凡無御座、由、伯業清王所申也、此所如何、又任先例、先可有假殿造營歟、將又直可被作正殿如何、且可計申、且可相尋卜部輩者、予申云、早可相尋候、神祇官神體爲神木之條勿論歟、伯申條不審、又須直作正殿也、其故者神體御座之



時、先作假殿奉移神體之後、有正殿造營、於此度者神體已紛失給、假殿無其詮、雖片時可被急正殿也者云々と見えたり、

八神殿御正躰の事は、前に引ける百練抄に、八神殿園韓神自元無御正躰、中右記にも、同年二月十六日頭書に、後日兼俊來云、八神殿園韓神自本正躰不御と見えたり、玉英に、於神躰者凡無御座、由、伯業清王所申也云々、予内經藤原申云、早可相尋候、神祇官神躰爲神木之條勿論歟とあるによれば、もとより神躰無かりし如くに聞ゆれど、玉海に、安元三年四月廿八日丁亥、云々、神祇官八神殿御正躰焼とあれば、もと御靈代のありしを、火災のため焼け失せ給ひしより、神木を御神體として齋ひ奉るやうになりしなるべし、

應仁の大乱以後、神祇官もいつしか廢絶して、人民の住居する市街となり、其地は白川家の所領に屬し、纔に當官の趾を留むるに至れり、是れをもて八神殿をば、白川家に移し、宅後の叢祠に鎮め奉りしを、其後當家の學頭白井帶刀と云へるもの、故ありて白川家を去りし時、八神をば盜み出し奉り、後關白一條兼香公

に奉り兼香公年久しく崇め奉られけるが、其子攝政道香公神威を憚り、かつ白川家に鎮座の來由を知りて、再び同家へ歸し奉られたり、こゝに於て伯雅富王新に神祠を營みて齋ひ奉りぬ、是實に桃園天皇寶曆元年十一月なり、また是れより先、天正十八年三月、卜部兼右公の許を得て、八神殿を吉田齋場内に再興し、慶長二年神祇官跡に残れる古社を吉田に移し奉れり、是即吉田家八神殿の始なり、

八神殿を白川家に移し奉れる事、及び寶曆元年に御再興ありし由は、次に引く所の遷宮祝詞に明なり、

夫八神殿者、天皇皇后乃御身於護利給比、朝家守護乃御神奈利、是故爾往昔神祇官爾鎮座奈志奉利、祭禮懈利無久、伯其職多留事舊典爾明頁加奈利、中比官舍廢絶爾及志賀故爾其神躰於我家爾護持須止雖毛、神殿於建留事無久、宅後乃叢祠爾、爾鎮座令半留所爾、先年當家乃學頭白井帶刀止云惠留者、柄於執留乃餘利、故天安利當家於避志奉、其時此神躰於執利、退豆後日子一條太閤兼香公江献志奉留、太閤



崇奉志給布事多年奈利、茲于攝政道香公、其神威於憚利給比、且當家爾鎮坐志最  
 毛崇奉志奉留來由於知食豆、此趣乎奉志給比、辱毛御初穂黃金於下志給比、荆門  
 乃内於新爾志神祠於營美、鎮座奈志奉利、永久于崇奉志奉留可幾由於、下官雅富爾  
 命志賜布爾依利、經營日於經豆成就志、維時寶曆改元十一月十三日酉刻爾、神  
 牀於新祠爾遷志鎮座奈志奉利、長田狹田乃稻於、御飯御酒爾炊志豆奉利、海山乃生  
 物干物於奉利豆、謹天獻比豆、安介久平介久、常鎮利給惠止申須、(下略)

八神殿を吉田に移し、ことは、吉田家寛文九年注進に、天正十八年三月十二  
 日、神祇官之八神殿於吉田齋場所境内、可有御再興之由被仰出とあり、職  
 原抄中原家傳秘録にも、神祇官又曰日本官、官城内郁芳門南脇冷泉大宮ニ在云  
 々、後陽成院天正十八年三月十三日、卜部兼右ニ被仰付、同年四月十八日ニ吉  
 田社内へ奉遷とあるを、伯家部類雅朝王雜談の條に、寛永元年月日御雜談、吉  
 田ノ八神殿ノ事イツ比ウツサレシトモシレズ、二位ナドガ所爲也、吉田卜部兼見  
 廿四日丁酉叙位また同條に、神祇官屋舗事、秀吉太閤檢地之後ヨリ無之候歟、八神殿

ハ慶長二年吉田ヘウツス、此時迄ハ其フルキ社、其ヲ直ニ吉田ヘ引用シト云、  
 此時分迄ハ、二條ノ城ハ曾テ以ナカリシナリ、また秦山集卷二に、秀吉公於皇  
 都築城請行幸之時、移於八神殿於吉田と見ゆ、此說にては慶長二年に移さ  
 れしにて、前後八年の差あり、思ふに吉田に齋ひ奉る事を、公より許されしは  
 天正十八年なりしを、其後慶長二年に神祇官跡に残れる古社を吉田に移せ  
 るなるべし、然るにまた是より先後土御門天皇文明十八年吉田神樂岡に移  
 されし由、雍州府志を始め其他の書にも見えたり、こは公より御許可を得し  
 にはあらで、兼俱の私に齋ひ奉れるなり、

明治二年十月、神祇官中に八神殿を新築の議定まり、同年十二月假神殿落成、同  
 十七日を以て御鎮座の式を行はせ給ひ、其神座、中央には八神、東方には天神地  
 祇、西方には歷朝の皇靈を鎮祭せられたり、是に於て中古以來白川吉田兩家に  
 御鎮座ありし八神の神靈をば神祇官に遷し奉り、數百年來衰へはて給ひし八  
 神殿も、御再興に至りしは、いとよることばしきことの限なりけり、然るに四年八



月神祇官を神祇省と改め、尋いで皇靈をば賢所に遷し奉り、是より神殿には八神と天神地祇の兩座のみ鎮り坐し、を其後猶種々の議ありて、遂に五年三月神祇省もまた廢せられ、更に教部省を置かるゝこととなり、此時祭祀は總て式部寮の掌る所となり、同年四月八神并に天神地祇を宮中に遷し奉りて、賢所の中にませ奉り、同年十一月廿九日更に八神並に天神地祇の兩座を合併し、單に神殿と稱し奉るべき旨仰せ出され、是に於て建國以來連綿として絶ゆる事なく、天皇の御爲に齋ひ奉りし、八神殿の稱も全く斷絶せり、

第四 齋部殿

齋部殿は一に祝部殿といひ、また祝殿とも刀禰殿ともいふ、東西二間南北一間あり、御巫等の宿所なり、

三代實錄卷四に、貞觀二年八月廿七日甲辰、夜偷兒開神祇官西院齋戶、神殿盜取三所齋戶衣、並主上結魂緒等と見えたる即是なり、神祇官年中行事十二月月次祭の條には、十一月、月次祭如六月、齋部殿内及諸宮、御巫史生祭之と

見え、祝殿の名は神祇官古圖に見え、正和二年十一月神祇官遷宮註文、祝部殿御裝束事云々とあり、江家次第祈年祭の條には、御巫著西廳前庭左右馬寮各引馬十一匹、立於刀禰殿東庭月次祭の條にも見ゆと見えたり、祝部殿と云ひ、刀禰殿と稱するは、御巫の常に侍り仕奉るより起れるなるべし、大内裏圖考證卷十九に古文書曰、祝部殿者、御巫等宿所、假令今世御子等號神殿、如致祈禱之所也、無指細物也、又曰、神祇官祝部殿事、一名齋部殿、只如神殿懸御簾引壁代、立濱床安青柳木、又曰、兼敦按之、御厨子祝部殿共以無神座勸請之義、但祝部殿案上安賢木云云、可存如在禮歟と見え、正和二年遷宮註文に、御衾一領、承塵一帖、壁代三帖、御茵一枚、御濱床一脚、御供机一脚、御差筵一枚、御簾一間、燈爐一蓋とあるによれば、ただ御巫の宿泊するのみならず、齋ひ奉る神あるやうに思はれ、さて其神は如何なる神ぞと熟考ふるに、西院にます廿三座の内八神のみは神殿あれど、其他の十五座はいづこに鎮り坐すか、神殿の無きは不審シカしきことなり、或は此神等を齋部殿に祭れるにあらずやと思



ひて、師の大人に問ひ奉れば、まことに然り、古人も既に云ひをける説ありとて、委しく説きさとされぬ、猶此ことにつきては、師翁の考證あれば、それに譲りてただ御巫のやどるばかりの所ならぬ由を驚かしれかむ。

第五 正廳

西院の正廳は北門の内にあり、東西七間南北四間、南北に各廂あり、その中央を身屋といふ、正廳一に北舎又北廳といひ、或は之を神祇官曹司とも、神嘉殿とも稱す、其東第一間を、伊勢の幣を置く所とし、第二間を上卿座、第二間を神殿、第四間を幣を裏む所とする由、北山抄、江家次第に見えたり、祈年月次新嘗例幣及び祈年穀等の諸祭、並に諸司みな此に來りて事を行ふなり、

正廳、正は正寢正殿などの正に同じく、廳は和名抄に、廳四、聲字苑云、廳音汀、俗音長、日本紀私記云、万都利古度々乃延賓屋、又衙廳也と見えて、政殿の義なり、正廳の稱は江家次第

神今食の條、及伊勢例幣使發遣の條、玉海治承四年二月祈年祭の條等に見え、西宮記祈年祭の條には、單に廳とも見えたり、正廳を一に神祇官曹司とも稱

すると、續日本紀卷十に、天平二年六月庚辰、神祇官曹司災、同卷十九に、天平勝寶八年十一月丁卯、廢新嘗會、以諒闇故也、按神祇官記是年於神祇官曹司行新嘗之事矣同卷四十に、延曆九年六月戊申、於神祇官曹司、行神今食之事、先是頻屬國哀、諒闇未終、故避內裏、而外設焉と見えたるは、何れも正廳を指して曹司といへるなり、曹司とは部屋の事にて一棟に長くたてたる家の一まきりづゝまきりたる所の事なれど、こゝは正廳の全體をさしていへり、また北廳と稱する事は、日本紀略卷十に長徳四年三月廿八日丁亥、寅刻中御門南大炊御門北大宮東堀川西及神祇官北廳屋燒亡、北山抄に二月四日祈年祭事、神祇官率御巫著西廳、大臣以下入、自齋院北門、就北廳座と見え、北舎と稱する事は、儀式、二月四日祈年祭儀の下に、神祇官陳幣物於齋院云々、外記申、庶事辨畢之狀、共起就北舎座と見え、延喜式卷二十八掃部式に、凡二月祈年祭、設大臣及參議以上座於神祇官西院北舎、大臣南面、參議以上西面北上同舎西壁下設王大臣座、東面北上と見えたり、正廳を以て、神・祇・官・曹・司・の・事、神今食六月十二日及新嘗祭を此廳にて行ふ時は、第三間を以



て神殿とするなり、北山抄神今食の條に、齋院北屋爲神殿と見えたる、北屋とは即正廳の事なり、また江家次第同條に、神今食事説六月十一日夜、有行幸時於中和院行、無行幸時、於神祇官被行、正廳之中二間爲神殿、東三間采女候所北廂爲内侍候所とあるにて、三間を神殿とすること明なり、また新嘗祭の時に神殿とすることは、同書に新嘗祭祭神祇官儀、依無中和院行幸神祇官行之、神祇官齋院北屋爲神殿と見えたり、正廳を神嘉殿と稱する事は伯家部類に、貞應□年十月九日、兼日任日時相觸年預、年預相催官人以下、當日行列如拜賀日、南行路油小西行御門大炊次於郁芳門外下車、史生官掌等參合此所、前行入北門之時、扈從人前驅等留門外正笏、引裾入門此間註次史生官人隨歩引道、先下廊前行行次長官經神嘉殿北、東ヨリ入御、南面と見えたる神嘉殿は西院の正廳を指していへるなり、さて神嘉殿は中重の西なる中和院の中にある殿の名なるを、神今食新嘗祭の時にこの廳を以て神嘉殿代として祭を行ふこと度々になりしより、遂に神嘉殿と稱ふることとなる

なるべし、

第六 西舍

西舍一に西廳又西屋といひ、或は柏殿ともいふ、御饌調進の殿舎なり、東西二間南北六間あり、東に向ふ、

儀式祈年祭條に、神祇官人率御巫等入自中門、就西舍座、東面北上とあるは即是なり、延喜式一祈年祭條には、神祇官人率御巫等自中門、就西廳座、東面北上と見え、同書二十八掃部式には、凡二月四日祈年祭云々、西屋設神祇官伯以下座と見えたり、西舍をまた柏殿と稱することは、神祇官古圖に柏殿とあり、顯廣王記に、安元三年六月十二日庚辰、神今食御饌立大藏省幄於柏殿跡、辨備之、同依柏殿燒亡也とあるにて明なり、又此舍にて御饌を調進することとは、この顯廣王記と江家次第新嘗祭の條に、依無中和院行幸於神祇官行之、神祇官齋院北屋爲神殿、坤角有屋神祇官并供奉諸司各候此屋辨備神饌とあるを参考へて悟るべし、



第七 南舍

南舍一に南廳又南屋といふ、これも東西六間南北二間あり、大さ西舍に同じ、祈年班幣の日弁官並に諸司五位已上及官吏並に諸司六位以下の座をこゝに設くるなり、

儀式祈年祭儀の條に、召使稱唯出命云、式部平刀禰奉入止宣、輔稱唯率群官入、自南門就南舍座北面東上云々、左右馬寮率御馬廿一疋察別立南舍東頭、延喜掃部式に、凡二月四日祈年祭云々、南舍敷座二行北面前一行爲辨官并諸司五位已上座、後一行爲官吏并諸司六位已下座、大臣舍之東屋設外記座、西屋設神祇官伯已下座、又其屋前庭設讀祝詞者座東、但御巫座在祝後、又大臣已下諸司六位已上座預設於各舍前庭と見えたる南舍即是なり、之を南廳といへることは、延喜四時祭式祈年祭の條に、群官入自南門、就南廳座と見え、北山抄祈年祭の條にも、同じく南廳と見え、其他玉海治承四年二月四日祈年祭條、愚昧記安元三年九月十日公卿勅使發遣の條、吉記壽永元年六月十一

日神今食條等に見え、南屋と稱することは、左經記長元七年八月十九日の下に、造營國充神祇官(中)南屋二字常陸と見えたり、

第八 御幣殿

御幣殿は西院の東南隅にありて、東西二間南北四間あり、百練抄卷十三に、安貞二年十月七日、朝間東風吹雨降、及未刻坤風猛也(中)神祇官御幣殿眞言院四足等顛倒了と見えたり、

第九 外記舍

外記舍一に東屋に作り、或は東舍ともいふ、東西四間南北二間あり、土間なり、東屋といふは正廳の東にあるより名づけ、外記舍といふは、祈年月次等班幣の日、外記の座をこゝに設くるによれり、

延喜掃部式に、凡二月四日、祈年祭云々、大臣舍之東屋設外記座と見え、西宮記月次祭の條に、上卿召召使とある分註に、召使二人立長壁外壇下同音稱唯、一人經東屋并倉是は高藏を云ふ後立庭中と見え、江家次第祈年穀奉幣の分註に、



同音稱唯一人經東屋并倉後立庭中と見えたる、何れもこの外記舎の事なり、愚昧記安元三年九月十日伊勢公卿勅使發遣の條には、東舎と見え、神祇官古圖には外記舎と記せり、

第十 高藏

高藏は即官庫なり、一間四面あり、諸社神封物、祈年月次遠社の幣物等は皆此に納むるなり、

延喜式卷一春日祭の條に、封物者、割下總常陸兩國香取鹿島二神封調布五百端、香取神封二百端、鹿島神封三百端、庸布三百端、商布六百段、麻六百斤、已上鹿島神封、紙六百張、香取神封送神祇官、仍收官庫、依件充用と見え、同じく卷三に、凡石上社門鑰一勾、匙二口、納官庫、臨祭在前遣官人神部下部各一人、開門掃部供祭、自餘正殿并伴佐伯二殿各一口、同納庫、不得輒開とも、凡春日、廣瀨、龍田等社庫鑰匙者、納置官庫、使官人臨祭請取事畢返納とも見えたるにて、諸社神封物及鑰匙を、こゝに納むると知られ、また西宮記祈年祭の條に、近社幣祝來請、遠國幣納官庫

付朝集使、また江家次第同祭の條に、遠社幣納官庫とあるにて、遠國の神社の幣物を官庫に納め置くこと知られたり、

第十一 門外西舎

門外西舎は、古圖には見えず、東西二間あり、南北之に同じ、

北山抄神今食の註に、上卿未參之間、辨少納言以下、就南門外西屋座行事と見え、江家次第新嘗祭の條に、戌一刻上卿已下著、辨少納言先參、著南門外西掖屋行事と見えたる是なり、

第十二 北門

北門一に北大門ともいふ、蓋東院の北門に對していへるなるべし、八足門にして、齋院の正門なり、

儀式祈年祭の條に、大臣入、自北門就門内座とある北門是なり、其他北門の名は、延喜式卷一祈年祭の條を始め、西宮記、北山抄、江家次第等の諸書に見えたり、左經記寛仁元年七月十一日祈年穀奉幣の條には、北門内西掖、使之宰



相座北上云々、列立北大門、東掖垣邊と見えたり、東院の棟門をも北門と稱するによりて、それと區別せむが爲めに、大の字を加へて北大門といへるなるべし。

第十三 南門

南門は西院の南にあり、四足門なり、儀式祈年祭の條に、輔稱唯率群官入自南門就南舍座とある是なり、其他延喜式卷一四時祭式祈年祭條、及び同三臨時祭賜出雲國造賀幸物條を始め、西宮記、北山抄、玉海治承四年二月四日祈年祭條等に見えたり、南舍の下を参考すべし

第十四 中門

中門、古圖には四足門とあり、東院西院の間にあり、東院より西院に往き西院より東院に来るにはすべて此門より往來するなり、

百練抄卷十四に、四條天皇仁治二年二月四日壬戌、祈年祭也、本官東廳去比有卅日穢稱拵滞中門云々とある中門是なり、

第十五 東院

東院一に厨子院といふ、東西十二丈南北二十七丈あり、神祇官の東部に位するによりて、東院の名あり、北隅に棟門あり、その西南に一字あり、之を北舍といふ、即東院の正廳なり、正廳の東南に大炊殿あり、その側に井屋一字を設く、その東南に東門を開き、門の西南に東廳を設け、その南に南舍を建つ、南舍の南に一土門を開き、古圖には之を諸戸門と稱す、

第十六 東院正廳

東院正廳は一に北舍といふ、東西六間南北二間あり、その南面に、六間に一間の假廂あり、

江家次第卷九、九月行幸神祇官被立伊勢幣儀の下に、早日内侍參神祇官、用行事藏人車入自東院北門、於官東門下車、差几帳到正廳第二門、門恐らの誤な行事辨忌部内藏寮官人相共裏幣立高案と見えたる正廳即是なり、

第十七 大炊殿



大炊殿又忌火炊殿ともいふ、延喜式卷二に、十一月忌火炊殿祭云々、右新嘗祭時先新造炊殿、依件鎮祭、宮主行事、其舊殿者、壞却給宮主と見えたる炊殿は、即此大炊殿なり、

第十八 東廳

東廳は一に後廳、又厨子院といふ、東西六間南北二間あり、幣使發遣には、第一間を辨座とし、第二間を史座とし、其以西を神祇官人の座とす、祈年穀奉幣には、諸社の幣物を此廳にて裏み設けしむるなり、

諸社根源記に、神祇官棟門内井屋東廳謂之東院或厨院と見え、神祇官年中行事に正月、當日伯以下官人參官、東廳著之但長官近居饌三献、次公文史生成吉書持參長官亭之、加判被返下、其後官人加判各退出、また長官初任次第神事の條に、同安元二年十月廿日辛卯、今日晴天、本官御神拜事、先以日時勸文告、本官催大祐明友、史二人、友平致貞、史生已下、當日東廳第一間敷、長官座、高麗東壁敷自、本所送之、第三間敷右史座、半帖兼居肴物、五種、川、廳頭李長沙汰也、史生已下同之、貞應三

年十一月三日乙丑、天晴、今日著本官也、其儀兼日任在俊朝臣勸狀告知本官催官入、祐、史生已下、前物事吉書日役人等勤之歟、但五種物也、官人同前、當日參著之儀、先例入北棟門、先著東廳云々、御厨子、而東廳并件棟門顛倒、件門切塞了、仍自西三門直參神嘉殿、左經記に、長元四年七月十三日戊午、午刻許參神祇官、祈年穀奉幣也、日來八省修、而東廳并件棟門顛倒、件門切塞了、仍自西三門直參神嘉殿、御坐殿、長元四年七月十三日戊午、午刻許參神祇官、依祈年穀奉幣也、日來八省修理、仍於此官被立、使也、行事辨史、外記他人不參、仍暫徘徊神殿屋邊、見裝束體云々、史於神祇官東廳屋令裏、諸社幣、また百練抄卷十四に、仁治二年二月四日壬戌、祈年祭也、本官東廳去比有三十日穢、稱持滯中門、於西院被行神事、伊勢幣自北門退去、未曾有事也と見えたる是なり、東廳をさして後廳といひしは、扶桑略記に、天曆七年二月十二日壬戌、丑刻藍園町有失火事、延及神祇官、後廳屋燒亡已畢云々、左經記に、寛仁元年七月十一日丁未、今日於神祇官、可被立祈年穀幣云々、於神祇官後廳座裏、諸社幣等、列立北大門東腋垣邊と見えしをはじめ、彼は見えたれど、さまではと思ひて省きつ、

第十九 東院南舎



南舎、古圖に南廳とあり、東西六間南北二間にて土間なり、

六十四

第二十 東院北門

東院北門は一に棟門といふ、棟門とは樓門に對して、樓なくして、常の屋棟の如く作れる門を云ふ、

江家次第例幣發遣の條に、早日内侍參神祇官、用行事、藏人、車、入自東院北門、於官東門下車、とある即是なり、棟門といへるは、兵範記に、仁安三年九月七日、參神祇官、發遣五畿七道諸國幣使、入東院棟門、著膳殿座、とあるを始め神祇官年中行事、長官初任神事の條、諸社根元記等に見えたり、古圖に棟門小土門と記せるは、棟門荒廢して小土門とされるにはあらざるか、年中行事に貞應三年十一月三日乙丑、今日著本官也云々、東廳并件棟門顛倒、件門切塞了とあるによれば、此後再び棟門を建つることなく、終に小土門となりはてぬるなるべし、

第廿一 東門

東門は東院の東にあり、校本拾芥抄の圖には、神祇官東面の築垣に門あれど神祇官古圖には見えず、江家次第其他の古書に東門とあるは、中門の事にて、この東門にはあらず、よく心して見るべし、

第廿二 土門

土門、一に諸戸門といふ

土門とは、左右を築地にして、屋根なき門をいふ、上東門を東の土御門といひ、上西門を西の土御門といひしも是なり、枕草子につちみかど(中)などかことみかどのやうにあらず、此つちみかどしも上もなく作りそめけむとあるも、屋上なきをいへるにて、上東門を評したるなり、常人の家にては、ツチモンと唱へ來れり、承久記に、京極表はむな門平門にて小門なり、京極表の門をばさせ、高辻表の土御門ばかりとさせ、相待ちけるなどみえたる是なり、

六十五



## 第三章 職員

## 第一 總説

本官の職員、令前の制は如何にありけむ、國史詳に記さざるによりて、知るに由なしと雖も、持統天皇紀五年十一月の條に、戊辰、大嘗神祇伯、中臣大島讀天神壽詞、丁酉饗神祇官長上以下至神部等、及供奉播磨國因幡國郡司以下、至百姓男女、并賜絹等各有差と見え、同八年三月の條に、丙午、賜神祇官頭至祝部等一百六十四人、繩布各有差とあるによれば、大嘗以後も大差なかりしもの、如したゞその員數は之を大嘗令に比すれば、殆んど一倍せり、されば神祇のまつりごとは、當時の方、大嘗の頃よりも、遙に盛なりしを想像するに足れり、文武天皇の大嘗中、律令を撰修し給ふに至りて、伯大少副以下の職員を置きて、神祇に關する一切の事を管せしめらるゝ事となり、其後多少の増減刪補する所なきにしもあらざりしかど、さしたる變革はなかりき、往時は中臣氏と相並びて、大に勢力を有せる齋部氏も、藤原氏の天下を掌握するに至りて、その同族中臣氏

のために、漸次侵略せられて、終に跡を本官に絶つに至り、又初め伯家の家司たりし吉田氏は、一は以て藤原氏の氏神たる吉田神社の神職たりしと、一は以て才智の卓絶せる人物少からざりしより、漸次に勢力を得て、遂に伯家と拮抗し、自ら神祇長上神道管領などと稱するに至れり、

## 第二 神祇伯

神祇伯は神祇官の長官なり、之に伯字をあてたるは、爾雅に伯は長なりと見え、郭璞の注に、正伯皆官長なりとあるによれり、伯をカミとよむは、諸官四分に分れ、長官をカミ、次官をスケ、判官をジャウ、主典をサクワンと云ひ、文字にかゝはらずして、すべてカミスケジャウサクワンと訓ずるによりて、伯の字をカミとよめるなり、唐名之を太常卿と稱するは、唐六典に太常卿之職掌邦國禮樂、郊廟社稷之事、以八署分而理焉、一曰郊社、二曰太廟、三曰諸陵、四曰太樂、五曰鼓吹、六曰太醫、七曰太卜、八曰廩犧、總其官屬、行其政令、少卿爲之貳、凡國有大禮、則贊相禮儀、有司攝事、則爲之亞獻、率太樂之官屬、設樂縣以供其事、云々



若大祭祀、則先省其牲器、凡太卜占國之大事及祭祀、卜日皆往蒞、之於太廟南門之外と見え、その職掌のやゝ相似たる所あるにより、板本職原抄に、神祇伯の唐名を擧げたるを、近藤芳樹氏の標註に、後人のしわざにて、あたらしぬことなりといひ、同書別記卷上に、神祇官の細注に、當唐太常寺、又云祠部の九字、板本にあり、周禮に、春官大宗伯、掌天神地祇人鬼之祀とあるは、神祇伯の任にやゝ似たり、これを事類全書に引て、即太常卿之任也といへり、唐百官志に、太常卿掌禮樂郊廟社稷之事とあり、これを本朝にあて、考るに、人鬼と禮樂とは、治部省の所掌なれば、異朝の太常寺は、こなたの神祇官と治部省とをあはせたるが如くなり、また祠部は禮部に屬せる官にて、通典に、延載元年五月制、天下僧尼隸祠部、不須屬司賓、開元二十年正月制、僧尼隸祠部とあるなどを以てれもふに、これはた治部の事なり、されば太常祠部ともに、神祇官の唐名としがたし、實にこの官は、本朝のみのものにて、異國に准擬すべきがなき事、本文にて知べしと云へり、實にさることなれど、中古以後私さまには、神祇伯なども、唐名を用ひ

しことありと見えて、伯家部類廳始吉書事の條に、正應四十七、今日始任後太常卿本官廳始者、成吉書事、上階後依、無政所始、早日召下家司久重、下交名別當本官顯長藤清久、令中度躬知家事紀久重安書紀久榮所司一人藤能實等と見え、其他にも唐名を用ひしこと彼是見えたり、

伯の職掌は、令義解に、伯一人掌神祇祭祀祝部謂爲祭主贊辭者也、其祝者國司於神戶中

也、神戶之名籍謂祝部名帳、神戶籍也、案戶令雜戶々籍大嘗謂嘗新穀以祭神祇也、朝諸神之

鎮魂謂鎮安也、人陽氣曰魂、魂運也、言招離御巫卜兆謂在女曰巫也、卜者灼龜也、兆者灼龜縱橫之

官官自行之事、然而於此稱之、欲顯官內諸事皆由長總判官事謂卜兆以上皆既大事是故別注、供神之

之官故兼附以注於職掌之中、其以下諸司亦准此例、長官得獨行故曰總判官者唯知官內尋常之事、故曰亂判とあり、神祇の祭祀祝部神戶の

名籍、大嘗鎮魂御巫卜兆等の事、及び官内一切の事務を總判する職なり、是より先孝徳天皇の御代に、齋部作賀斯の任せられし比は、専ら王族を叙し、及び宮内の禮儀婚姻、卜筮等の事を合せ掌り、其範圍ひろかりしが、大寶令撰修の頃、之を改めて、王族の事は、之を宮内省正親司の職とし、宮内の禮儀は中務省内禮司の



職とし、婚姻の事は治部省に移し、伯は専ら神祇に關することをのみ掌るとと定められしなるべし、古王政の盛なりしほどは、令制の如く行はれしかど、綱紀の弛みしとともに、神祇のまつりごと自ら衰へ、隨ひて伯の職掌も大に減縮せり、諸家々業記に、伯職上古は職掌事多様子に候得共、當時は諸事古に違ひ、只内侍所の事をば、萬端彼家にて被引總、且主上御拜之儀、彼家より御相傳被申上、並主上每朝の御拜御故障有之節は、關白家御名代御勤候事に候處、萬一關白家故障之節者、伯家より御代拜被相勤候例に而、主上御拜之御名代者、關白家白川家に相限り候事に候と見ゆるが如く、諸事古の制と違ひ、専ら内侍所の御守護及御代拜、八神殿の御預り、宮中定例の神事にのみたづさはることとなりて、其他諸社の造營、神封社領神主祝等の訴訟裁判等すべて武家の掌る所となり、

伯の任例、官職祕抄卷上に、伯以孫王若三四世王氏任之、或華族源氏中撰四位任之、或大中臣氏自大副轉之、始自淵魚叙三位、始自大中臣輔親祭主非祭主爲三位例、源顯仲仲

資王と見え、職原抄に伯昔者諸氏混任、或又大中臣任之、中古以來花山院御子彈正尹清仁親王後胤相續、他人不任之、彼流四五位之時給源姓、被任中少將、任伯之日復王氏、是近例也、また百寮訓要抄に、伯昔は高家の人々は是に任ず、中古以來は、王氏として姓も給はらぬ今の伯の黨任ずる也、公達の殿上人などは、神祇官などは思ひさげたる也、大方王孫は四世にて、五代にあまりぬれば、王の數にもあらず、今は數代の王孫なれば、只姓を給らぬ計にて、清花の家にはあらず、その後と申計にて、王孫の由也と見え、上古は諸氏混任何れの氏人とも定まらざりしが、後白川家のみ任せらるゝ事となりけり、そは古例を考ふるに、まづ彼の忌部作賀斯を始め、其他諸書に見ゆる所を列擧すれば左の如し、

元明天皇和銅元年三月丙午、以從四位上中臣朝臣意美麻呂爲神祇伯、續紀卷四  
聖武天皇天平四年九月乙巳、以正五位上中臣朝臣廣見爲神祇伯、同卷十一  
同天皇天平十三年七月辛亥、從四位勳十二等巨勢朝臣奈氏麻呂爲左大辨兼神祇伯、同卷十四



孝謙天皇天平寶字元年六月壬辰、以從三位石川朝臣年足爲神祇伯、同卷二十

淳仁天皇天平寶字六年十二月乙巳朔、以御史大夫正三位文屋真人淨人爲兼

神祇伯、同卷廿四

稱德天皇天平神護元年十一月庚申詔曰、神祇伯正四位下中臣朝臣清麻呂、其

心如名、清慎勤勞、累奉神祇官、朕見之、誠有嘉焉、是以、天皇嘉曰、其心如名、

特授從三位、同卷廿六

桓武天皇延曆七年七月癸酉、前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨、(中)清麻呂、天平末補神祇大副、歷左中辨文部大輔尾張守、寶字中至從四位下參議左

大辨兼神祇伯、歷居顯要、見稱勤恪、神護元年、仲滿平後、加勳四等、其年十一

月、高野天皇○稱更行大嘗之事、清麻呂爲神祇伯、供奉其事、天皇嘉其累任

神祇官清慎自守、特授從三位、(中)薨時年八十八、同卷三十七

仁明天皇承和十年二月己巳、從四位下橘朝臣氏人爲兼神祇伯、尾張守如故、

續日本後紀卷十三

同承和十二年八月辛卯、從四位上源朝臣寬爲兼神祇伯、阿波守如故、同卷十五

清和天皇貞觀九年二月十一日、以從四位下山城權守在原朝臣善淵爲神祇

伯、三代實錄卷十四

同天皇貞觀十八年正月十四日、以從四位上行中務大輔兼因幡權守棟貞王爲

神祇伯云々、同卷二十八

右に引けるが如く、或は王氏あり、或は中臣氏あり、或は巨勢、石川、文屋、橘、源等

の諸氏あり、一定せざりしが、花山院天皇の皇子清仁親王の子延信王、シヤヂ後朱雀天

皇寛德三年二月、神祇伯に任せられ、その曾孫顯廣王、二條天皇永萬元年正月、伯

に任せられしより、子孫相承けて、竟に世職となり、他族を任せざるに至れり、延信

王任伯の年月、知譜拙記には、萬壽二年三月二十九日とあれど、白川家系譜には、萬壽二年三月二十九日賜源氏、同三年四月廿七日、任侍從、寛德三年二月、任神祇伯と見えたり、今之に従ふ。伯家の

略譜は左の如し、



花山天皇

清仁親王

延信王

康資王

資清王

顯康王

顯廣王

仲資王

業資王

資光王

資邦王

業顯王

資清王

資英王

顯邦王

資忠王

雅兼王

資益王

資氏王

忠富王

雅業王

雅朝王

顯成王

雅陳王

雅喬王

雅光王

雅冬王

雅富王

雅辰王

資顯王

資延王

雅壽王

資敬王

資訓王

七十四

四品正尹

神祇伯從四位上

伯從四位上

白川祖賜源姓  
安藝權守從五位上

賜源姓之後任伯復王氏  
初例 伯正四位下

兵部卿伯正三位  
真應五年

伯從三位 元康家

元仁元閏七月廿卒

伯從三位

伯從二位

伯從二位

伯正三位

元德二十五年十一月廿四卒

伯從二位

伯從二位

伯從二位

伯從二位

文安二六年六月廿四家

伯正二位

伯從三位

伯從二位

伯從正二位

元德三十九年二月廿三

參議正二位

伯左中將從四位上

伯從二位

伯正二位

元祿元十五年六月十九

右少將石見介

伯正三位

伯從二位

待從正五位下

延享四十二年九月廿一

資顯王

資延王

雅壽王

資敬王

實冷泉為起刑二男 延永四十九年七月三十

資訓王

さて神祇伯は源氏の姓を給はる人といへども、伯に任ずる日、王氏に復することとは、顯廣王以來のことなるが、かく王氏に復せらるるは、神祇の事を崇重し、臣下に委ねざる大御心より出でしなるべし。

また令を按ずるに、神祇伯は相當從四位下にて、元來奏任の職なれど、神祇を崇め給ふ御趣旨より、勅任を以て取扱はれしなり、そは除目抄に、勅任奏任黃紙白紙等事、親王任官、大臣、大中納言、參議、八省卿、東宮傳、左右近大將、左右衛門督、左右兵衛督、左右大辨、觀察使、已上勅任等、天平已後大同已前多用白紙、用青紙、或希用黃紙、(略)但先年偏記勅、或重記勅、今既皆記勅、又天平寶字之間、或大納言、八省卿、記、大政官謹奏、神祇伯記、勅任と見えたるにて明なり、さて又かくの如く、伯は白川家の世職となりしより、その職を子孫に譲ること出で來にけり、抑も父の職を子に譲るは、官を私するに似たれど、白川家一流の外、他人の競望せざる官となりしより、かゝる事も出來しなるべし、讓伯の事は、顯廣王記に安元二年十二月五日、除目也、讓伯於大夫朝恩無極也、年廿、位

七十五



從五位上也、父祖十九歲任之、僕於七十任之後、十二年于今也、年齢者高祖之例、位者僕例歟、但申請神祇官修理、雖有許容、微力不及歟、可相勵也、と見えしを始め、その他彼是見えたり、

第三 大副少副

副は神祇の次官なり、職員令に大副一人掌ること伯に同じ、少副一人掌ること大副に同じとありて、大副少副各一人あり、大副は相當從五位下、少副は正六位上なり、後權官一人を増置せられたり、後權大副更に一人を増して二人とし、少副も亦二人に改め、權少副は四人とす。

副の任例は、官職秘抄に、以大中臣下部等氏任之、中臣依可補祭主者也、下部歴宮主、神祇官重職者無過宮主者、仍往年伊岐氏任之、長久則政、後絶畢又齋部氏任之、天延安茂、後絶畢爲祭主者、雖叙三位猶爲大副例、始自親定、是無官者不可爲祭主之故也、職原抄に、大副權大副大中臣齋部下部三姓之人任之、少副權少副三姓之人又任之と見え、百寮訓要抄には、大副權大副少副權少副以上神祇のたいふせふとして、當時は下部中臣の輩など任ず、諸社の神主など任る也、よのつねの人は

ならずとありて、中古以後、多くは伊勢の祭主藤波家、及び吉田平野兩社の神職の専ら補せらるゝ職となりけり、藤波家は中臣氏にて、天兒屋根命の子孫なり、兒屋根命十二世の孫可多能子二人の男子あり、一人は御食子と云ひ、一人をば國子と云へり、其御食子の長子は大織冠鎌足公にて、此時中臣を改めて藤原とす、後の五攝家は皆この子孫なり、次男國子の子を國足と云ひ、其孫清麻呂に至りて大の字を加へて大中臣とし、清麻呂の子今麻呂伊勢の祭主に補せられしより以來連綿として其職を奉任す、祭主藤波家即是なり、吉田家の事は下文下部の條に云ふを見るべし、

副の位階は、職原抄に、大副權大副、相當從五位下也、然近任祭主之輩至二三位帶之、多是四位五位任之、少副權少副相當正六位上也、近代五位官也と見えたり、古は大中臣家にて神祇伯に任ぜられし人もありしが、伯は白川家の世職となりしより後、大中臣家は神祇大副に任ぜられて、祭主に輔せらるゝことゝなりぬ、よりて五位相當の官なれど、二三位に至りても猶大副を兼任することゝ



なれるなり。

第四 大祐少祐

祐はジャウと訓す、神祇官の判官なり、和名抄に神祇曰祐、萬豆利古止比止とあり、官内の政事を執り行ふ人なるによりて、皇國言にはマツリコトヒトといふなり、之に祐の字をあてたるは、令集解に、讚云率下扶上謂之祐、祐之言佑也、佑亦助也、詩云受天之祐、箋云祐福也、切韻云祐者神助也、云々、祐者蓋以福助人之義、故以此字爲神祇之判官也といへるが如し。

祐は大小各一人あり、大祐は相當從六位上、少祐は從六位下なり、後權大祐二人、權少祐一人を設く、其職掌は令義解に、大祐一人掌糺判官内、審署文案、謂審署主典勘造文案而署之也、文案者施行曰、文繕置曰案也。勾稽失、謂勾勘也、替替留也、失失錯也、依律、公事及文書並有者施行曰、文繕置曰案也。勾稽失、替替留失錯之罪、即知替替留失錯者、行事文書皆兼之也。知宿直、略中少祐一人掌同、大祐と見えたり。

祐の任例、官職祕抄に、祐大以大中臣下部齋部伊岐氏等任之、直氏依爲宮主、往年任之、寬仁十有光後絕畢又伊岐氏雖任之、近年絕畢、保延致政後絕畢非大中臣氏不經史任例

始自下部兼宗宮主と見え、職原抄に、大祐少祐以上三姓任之と見えたり、以上三姓とは中臣齋部下部をいふ、後世伊岐直の兩氏は任例なきを以て、職原抄には三氏のみ舉げしなるべし、伊岐氏の任例は朝野群載卷六に、神祇官請特蒙天恩、因准先例、依年勞格勳次第、轉任官人等狀、一請被以正六位上行少史伊伎宿禰致政拜任少祐闕事、右件致政爲中宮官主、已及多年、格勳之勞尤勝、傍輩就中諸宮々主超上、略中應其撰、古今之例也、長治二年四月五日と見え、其他諸氏の任例は同書に請殊蒙天恩、准先例、依奉公并龜下勞、被任神祇少祐狀、祐六七人相並例、正曆元年大祐齋部守親權大祐大中臣宗轉權大祐大中臣清光少祐直全連權少祐大中臣師忠權少祐伊岐正胤權少祐大中臣佐俊、長保三年大祐齋部守親權大祐大中臣清光權大祐直全連少祐伊伎正胤權少祐大中臣佐渡權少祐直是盛、右兼俊、謹檢案内、爲得業生之者、補少祐承前之例也、近則權大副兼宗是也、爰早歷成業、久積功績、本官公事之勤、軒廊御下之役、殊勳愚忠、專繼賢跡、採擇之處、誰謂非據、望請天恩、因准先例、依奉公并譜第龜下勞、被補任件闕、彌勳



奉公之節、兼俊誠恐誠惶謹言、長治二年四月六日、龜卜得業生正六位上下部宿禰兼俊と見えたり、

第五 大史少史

史はサクワシと訓ず、神祇の佐官なり、和名抄に神祇曰史佐官と見えたり、史の字をあてたるは、説文に史記事者也とありて、主として記録を掌るにより、史は大少各一人あり、大史は相當正八位下、少史は從八位上なり、その職掌、令義解に、大史一人掌受事上抄、謂上者載也、抄者録也、言受判官以上處分而載録也、勤署文案、謂勘造文案、而署之也、檢出稽失、謂依律同司犯公坐者、主典以上節級連坐、故知判官以上稽失、主典者得檢出、讀申公文、餘主典准此、少史一人掌同大史と見えたり、

史の任例、官職祕抄に、史少以本官奏下部、齋部、伊岐等氏任之、往年笠直等氏任之、近代絶畢、直氏萬壽隆昌後不被任之、笠氏長久正親後不任之、謂本官奏者、史轉祐官人代等申文書一紙奏狀上之、謂連奏是也と見ゆ、史も後には職を讓る習慣となりしと見えて、

朝野群載卷六に神祇官請依蒙天恩因准先例、依奉公勞任大史、正六位上下部宿禰儀時讓狀、以男學生貞景被拜任大史狀、本官氏人不經少史、直任大史例、大史齋部賴奉、康平二年二月任、大史齋部守親、天延三年十月、任親父安茂讓、右得儀時款狀、備謹檢案内、罷所帶職與子息、又本官史不歷少、直任大史、是聖代之通規也、尋其蹤跡、粗載于狀、右爰儀時出仕奉公之後、四十七年于茲、其間本官之役、奉幣之使、謂其勤勞、全無闕怠、就中宇佐神寶之使及廿一ヶ度、是國家第一之神事也、然間爲下薦之者七人、超越轉任祐職、豈是朝恩之不及哉、偏只宿運之令、然也、今件貞景莅事之後、五年于茲、縱無推讓、何疑抽選、抑愚父之志、爲子尤深、若見浴貞景拜大史之仁、暫欲慰儀時漏少祐之愁、子被舉奏、將遂索望者、官加覆審、所陳有謂、望請天恩、因准先例、以大史儀時職、令讓與男貞景者、將知奉公之不空矣、仍勒在狀、謹請處分、康和二年二月廿七日、また同卷に一請、依親父儀時讓、以正六位下部宿禰定景、被拜任大史事、右得定景款狀、備、以父之職讓子之官者先例也者、今加覆審、所申有謂、仍以舉奉、長治二



年四月五日と見えたり、

第六 史生

令以後の官なり、元正天皇養老四年六月甲辰、始置神祇官史生四員と續日本紀に見え、此時新に設けられしなり、延喜の頃も四人なりしが、後世廢絶し、若し事あれば史生代を設けて、其事を掌らしめたり、大嘗會具釋に、神祇官史生ハ、當時ナキガ故ニ、左官掌紀氏眞公文職岩崎帶刀ヲ以テ史生代トスと見えたる是なり、

史生の職掌は、職員令太政官の條に、史生十人掌繕寫公文行署文案謂行官人所取文案也とあれば、神祇の史生もまた之に准じて知るべし、

第七 官掌

官掌も令以後の官なり、儀式祈年祭の條に、神祇官掌二人率祝部等入、自南門立西舍南頭と見えたり、その始詳ならず、その職掌は、職員令太政官の條に、掌通傳訴人檢校使部守當官府廳事舖設と見えたるにて推知すべし、延喜式部式に、凡内外諸司官掌省掌臺掌坊掌寮掌使掌各一人、但中務治部民部兵部大藏

彈正中宮修理等並待、本司移補之、自餘者判補とあれば、神祇官の官掌は本官の判補なり、

第八 神部

神部は、職員令によるに、定員三十人にて、中臣齋部媛女等の諸氏あり、祭祀に仕へ奉りて、祝詞を宣り、幣帛を作ることを始め、官内の雜事に從事する職なり、令集解に、朱云、神部、讚説於此司、最是名負色也、故置卜部上也、案衛禁律神部即祝也、異於此條神部也、監神者神主也、此條無其色、臨時處分耳者、未知此令神部職掌何事、答官内雜駟使耳、問神部何色人、答不見明文、但依神祇令、中臣宣祝詞、忌部班幣帛、然則以中臣等補之、問神祇令義解云、中臣忌部取用當司及諸司中者、然則不必神部、答雖他司人猶取用、因茲言之、取用神部於事無妨と見え、本文の趣にては、神部は中臣齋部の二氏に限れるが如くなれど、古語拾遺に、神祇官神部、可有中臣、齋部、媛女、鏡作、玉作、盾作、神服、倭文、麻績等氏、而今唯有中臣齋部等二三氏、自餘諸氏、不預考選、神裔亡散、其業將絶とあるに



よれば、媛女以下の諸氏も神部中にあるべきなり、媛女氏の事は、此後も彼は見  
 えたれど、其他の諸氏のふつに聞えざるは、當時既に絶えはてしにや、その職掌  
 は儀式祈年祭の條に、忌部二人率神部二人、進夾案立監頒幣事、史以次唱御  
 巫及諸神祝、各稱唯、神部執幣頒之、同じく春日祭儀の條、前一日早旦神祇官人  
 一人率神主神琴師神部下等、掃部官人率掃部等、内膳官人率膳部仕丁仕女  
 等、向社(中略)祭日平日、神祇官人率物忌童女、掃除神殿内、神部等裝飾神殿、以  
 神寶立殿頭及垣邊(中略)神部四人進執内藏幣、入授物忌退出、物忌進納神殿神  
 部四人各執食薦、敷神殿前退出、次氏人五位以上、下昇神饌机、依次陳列、以東殿  
 次神部昇酒樽、入立諸殿前、延喜四時祭式祈年祭の條に、神部引祝部等入立於  
 西廳之南庭、同祝祠式に、凡四時諸祭不云祝祠者、神部皆依常例宣之と見え  
 るを始め、西宮記、北山抄、江次第等の諸書に見え、中右記、玉海、山槐記等の記録  
 類にも彼これ見えたり、その一二を擧ぐれば、中右記嘉承二年二月四日、祈年祭  
 の條に、神部祝部等入立西廳南庭云々、兵範記に、仁安三年九月四日壬戌、有召

之由、大理被示告、已刻許御精進屋執奏、大嘗會雜事仰云、可有小除目、可任大  
 嘗會御禊供奉官也(中略)今日神祇官進差文、三善大史章貞持來之、見了返給了、  
 不及覽上卿云々、一枚大嘗會神服使、正六位上神服政量、神部一人、一枚荒妙御  
 衣使、正六位上少史伊岐致賴、神部一人、一枚由加物使等、紀伊國伊岐致友、神部二  
 人、淡路國伊岐致親、神部二人、阿波國少史伊岐致賴、神部二人、一枚戸座使、少史  
 伊岐致賴、神部一人、また康富記に、應永廿七年八月廿五日辛酉、今日祈年穀奉幣  
 發遣(中略)大和廣瀨龍田此間四字許缺損大炊御門大納言殿御沙汰也、仍本社參向之事  
 難治之間、内々相語、神部言付宣命賜之、此分可口入之旨、自大炊御門殿被仰  
 下於予々具令、申宗左衛門行秀之處、可尋神部云々、御訪百足ヲ神部ニ、自大  
 炊御門殿被下行了、仍請取三社宣命領狀了云々、と見えたるにて、神部の職掌  
 のれほよそをさとするべし、

神部に中臣忌部等の諸氏あることは、上に述べたる如くなるが、おのゝく分け  
 掌る所ありて、中臣はむねと祝詞を讀み、その他神事を掌り、忌部は主として幣



帛を造り、又之を班つことを掌るなり、そは神祇令に、祈年月次祭者、百官集神祇官中臣宣祝詞、忌部班幣帛、また凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劔と見え、其他儀式延喜式等を始め、諸書に多く見ゆるを以て、あはせ考へて悟るべし。

第九 卜部

卜部は神祇官の伴部にて、主と龜卜の事を掌るなり、儀式二季晦日御贖儀の條に、其日卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執和世、二人執壺、宮主史生神部等左右分頭、前行中臣官人之次、(中)宮内輔若無輔丞替之陳列御麻等物、候延政門外、大舍人叫門闈司問阿誰、大舍人答云、宮内省輔姓名御麻奏登御門候、闈司傳奏如常、輔入就版、奏云、宮内省申久、御麻進止神祇官姓名御門候止申退出、喚中臣稱唯率、文部四國卜部入、宮主在候、中亘陽殿南頭、(中)次中臣捧御麻、進就版、敕曰、參來、稱唯就階下、中臣女備氏女堪事者於殿上轉取供奉、訖授中臣、還本處、即授卜部一人、令向被所、輔更入奏曰、宮内省申久、御贖物進止神祇官姓名、大和河

内乃忌部、四國乃卜部等率天候止申退出、喚中臣(中)次中臣率、宮主卜部執荒世者、就階下置於席上、掃部寮敷席於階下、繼殿置荒世御版於席上、宮主披荒世授中臣、中臣取授中臣女、即執量御體、總五度、訖宮主取祝、訖授後取卜部、宮主取、中授中臣、中臣轉授中臣女、執奉御、訖退授中臣、轉授宮主、宮主取祝、訖授後取卜部、荒世事畢退出、次中臣引和世進退如荒世儀、其荒世者賜卜部、和世者賜宮主、訖皆退出、解除河上、但中宮中臣祐以上、東宮准此、若不足者取他司中臣氏捧御麻入候、職司令、内侍啓、中臣女奉御麻御贖、其奉荒世和世亦准此、東宮坊司入啓、訖出喚中臣、稱唯捧麻、進就庭中、令云、參來、稱唯升自南階、奉訖退出、令向被所、亦中臣率、宮主卜部、進置荒世和世於席上、中臣升階、轉授中臣女奉之餘、如供御儀、(中)荒世賜卜部、和世賜宮主、同じく奏御卜の條に、中臣一人、折卜宮主一人、卜部八人、竝着明衣、始自朔日、十日以前卜了、奏聞と見ゆ、其他延喜式、西宮記、北山抄をはじめ諸書を見て、卜部の職掌を知るべし。

その員數は、令義解に、卜部廿人、謂案考課令、占候醫卜、效驗多者、爲方術最、而於此令、長上番上、色制不分、即知卜部廿人、長上約在其中、其員數者依



式處、新撰龜相記に、凡壹岐島下部上祖天比豆都柱命、對馬島直之上祖押瞻命、陪於天兒屋命仕奉龜下(中略)帶中日子天皇(哀仲)御代、兒屋命十二世孫雷大臣命、執掌神事曰、在東國姓者皆我之後也、以伊豆之下部令供下事、今以號四國下部、所謂四國下部在敷氏焉、伊豆國下部五人一氏下部并伊豆國壹岐島下部五人一氏下部并直也、其下部在二對馬島下部十人三氏上縣郡五人、直并下部也、下縣郡五人、直下部夜良直也惣廿人、其對馬島稱兩國兩郡是也昔者下縣郡在舟首島麻呂供奉下部、而今絕焉、とありて、二十人の内五人は伊豆國、五人は壹岐國、五人は對馬上縣郡、五人は同國下縣郡より採用するなり、この内に長上二人あり、そは類聚三代格に光仁天皇寶龜六年五月の勅に、下部等中簡定ト尤長二人以任長上と見えたる是なり、下部長上をば、また龜ト長上とも云ひ、それを略してたゞ龜上といへり、龜ト長上の史に見えたる者一二を擧ぐれば、大府記に、寛治元年九月十一日庚申、今日殿下參給、八省可被發遣例幣、午刻、民部卿參陣、被開下串、次以予下給祭主賴宣、解狀一通(中略)使中臣神祇權大副惟經、忌部大皇太后屬兼孝、下部龜下長上兼政等、經大極東

北壇上、立昇廊東砌、朝野群載卷六に申龜下得業生、蔭子正六位上下部宿禰兼繼誠惶誠恐謹言請被殊任先例舉補龜下長上職狀、右兼繼謹檢案内、爲下部氏之輩、龜下長上有闕之時、先撰其人、被舉補者、古今之例也、而兼繼荷傳祖風、久練龜兆、若無採擇、誰存箕裘、抑去寛治元年、下部兼良同兼政兼貞等三人皆爲其氏、相並居其職矣、當時所在得業生一人也、望請殊任、彼例、被舉補件職者、將知道之不墜矣、兼繼誠惶誠恐謹言、康和五年月日、蔭子正六位上下部宿禰、また同書に、請被以龜下長上正六位上下部宿禰兼繼拜任少史、致政申、祐替事、右得兼繼狀、備爲龜下長上、御體御下役未嘗懈怠、次第轉任之處、宜應其撰者、所申有謂矣、以前轉任之旨、甄錄如件、抑月次新嘗會并臨時神事等、官人不足、殆可闕怠、望請天恩、依年勞、次第被轉任者、將竭奉公之節、仍勒仕狀、謹請處分、長治二年四月五日、中右記に、嘉承二年四月廿八日、申行軒廊御下、是鴨御祖社申、去十三日狐鳴怪異事也、先於輿座令藏人左少辨雅兼奏事由、勅許之後、移著端座、令敷膝突召辨、左少辨來、可敷座由仰下、諸司敷座、置水火、次召外記、



少外記兼弘小庭神祇官陰陽寮可占之由仰下、稱唯出了、神祇官少祐大中臣公長龜長。上兼俊、陰陽寮助家榮、允俊政來著座、予召公長、六位名許來居膝突、下解狀可。ト申宣下、同書天承二年閏四月十八日の條に、十八日戊申申時許參内、著輿座以官人招藏人令奏之、軒廊御卜可候者、(中)仰云、神祇官陰陽寮候哉、申云候、仰云、召セ、神祇官少副清敦龜卜長。上兼長、また長秋記に、大治四年十月六日辛丑、大臣依可被行軒廊御卜著陣、(中)次大臣召貞長朝臣、經座上間參進、給文書、仰云、令ト申與、貞長復座、次召陰陽頭朝臣、經座東間柱外參進、仰云、伊勢大神宮御戸不開事令占申與、共復座、神宮燒甲卜部龜長燒之、加署盛筥など見えたり、

●●●●●今の吉田家は、この卜部の内なりしが、後に才智の優れし人々、つきくりに起りて、終に神祇長上、さては神祇管領など稱するやうになれるなり、吉田家は四國の卜部の内伊豆の出身にて、三代實錄卷四十に、陽成天皇元慶五年十二月五日己卯、從五位下丹波介卜部宿禰平麻呂卒、平麻呂者伊豆國人也、幼而習龜卜之道、

爲神祇官之卜部、揚火作龜、決義疑多効、承和之初、遣使聘唐、平麻呂以善卜術、備於使部、使還之後、爲神祇大史、嘉祥三年轉少祐、齊衡四年授外從五位下、天安二年拜權大祐、兼爲宮主、貞觀八年遷參河權介、十年授從五位下、累歷備後丹波介、卒時七十五と見えし、この平麻呂といへるは吉田家の祖なり、平麻呂の子を豊宗と云ひ、それより兼起まで二十八代の間地下の官人にて、龜卜の長上たりしが、兼起の子兼超に至りて、始めて昇殿を許されたり、こは靈元天皇の御代の事にて、徳川五代將軍綱吉の頃なりき、

吉田家を神祇長官、さては神祇長上、神祇管領など稱することは、歴代の國史官牒律令格式等の書に嘗て見えざる由は、吉見氏の辨ト抄、平田翁の俗神道大意等に委しく見えたり、今その大略を摘録すれば、吉田家は元來吉田神社の社務職にて、建久九年吉田兼茂白川業資王の家司に補せられてより以來、白川家の家頼となり、其子兼直も同じく家人の列なりき、然るに是より先後堀河天皇嘉祿三年十一月の綸旨と稱するものには、神祇管領長上并南座勾當は、寶龜五年



以來吉田一流の重職たりと云ひ、後圓融天皇永和元年六月の論旨と稱するものには、延長五年の例に任せ、神祇道管領勾當并に天下諸神社執奏の事執務すべき由見ゆれども、何れも皆兼俱が偽り造れるものにて、信ずるに足らずと、悉しく辨ぜられたり、猶委しく知らむと思ふ人は、本書につきて見るべし。

## 第十 宮主

宮主はミヤジと訓むべし、伊呂波字類抄に、宮主をミヤジと訓し、倭訓栞に、みやじ宮主のよみなり、(中)神代紀にはみやぬしとよめり、さればじはぬしの略なりと見え、日本紀纂疏に、宮主今在此名、掌宮中之神事也、増益辨抄俗解卷上に、按に神祇官ニテハ、度々龜トナ用ヒテ、吉凶ヲ定メ、祭ノ日取、又ハ國郡卜定ノ類、其外御惱ノ時、何神ノ崇ゾトハル、事多シ、故ニト方ニ長ジタル者廿人ツ、神祇官ニ侍ル事也、云々、其中ニテ宮中ノ神事ヲ掌ル者ヲ宮主ト云職ニ任ズ、但シ是ハ二十人ノ外ナリ、と見えたり、その職掌は延喜式の四時祭式六月卜御體の條に、卜庭神祭二座、(御卜始終日祭之中略)即中臣官二人、宮主一人、卜部八人、並給明

衣、中臣細布、宮主已下調布、始、自朔日、十日以前卜訖奏聞、また月次祭の條に、祭畢即中臣官一人、率宮主及卜部等、向宮内省、卜定供、奉神今食之小齋人、忌火庭火祭の條に、大殿祭畢宮主於内膳司行事、御贖の條に、宮主一人、卜部五人、明衣料調布三端三丈六尺、同四時祭下忌火炊殿の條に、右新嘗祭時、先新造炊殿、依件鎮祭、宮主行事、其舊殿者壞却給宮主、また毎月朔日忌火庭火祭の條に、宮主於内膳司行事、但東宮於主膳監行之、同卷七踐祚大嘗祭式に、凡拔穗田者國別六段、(中)八月上旬申官、差宮主一人、卜部三人、發遣兩國各一人、其一人號稻實卜部、一人號禰宜卜部、到國各於齋部大祓、(中)訖卜定田及齋場、とあるにて、宮中の卜筮を掌り、祓を行ひ、忌火庭火の祭等に仕へ奉ることを悟るべし、その採用法は、臨時祭式に、凡宮主取卜部堪事者任之とあるにて明なり、  
宮主の始は、蒲生氏職官志に、見於養老二年六月、置未詳其始、蓋一人と見えたれど、是より先文武天皇慶雲元年二月癸亥、神祇官大宮主入長上例と續日本紀に見えたらば、當時既に宮主のありしを證するに足れり、その後元正天皇養老



三年六月丙子、令神祇官宮主(中)等始把笏焉と同書に見え、二年六月の條には、宮主の事見え、されば職官志は三年を二年と思ひ誤れるなるべし、凡宮主は天皇皇后中宮東宮各一人づゝあり、天皇の御事に仕へ奉る宮主をば、大宮主とも、内宮主とも云ふ、前文に神祇官大宮主と見え、文德實德卷十に天安二年四月辛丑、是日宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒、雄貞者龜筭之倫也、兄弟尤長、此術、帝在東宮時爲宮主、踐祚日爲大宮主、齋衡二年正月、叙外從五位下、雄貞本姓卜部、齋衡二年改姓占部宿禰、性嗜酒、遂沈湎、卒時年四十八と見えたる即是なり、また之を内宮主とも稱することは、神祇官年中行事三月一日の下に、今日内并諸宮々主等奉御燈奏、六月十一日月次祭の下に、内宮主參勤之、宮主秘事口傳に、先立坊日被補宮主、踐祚日遷補内宮主也と見えしを始め、其他彼是見えたり、皇后東宮等の宮主の事は、上に引ける四時祭式に見え、また大炊寮式に中宮に候する宮主一人、日に米八合づゝ給ふ由見え、西宮記臨時一に、中宮等の宮主は、本所より神祇官に仰せ、官解を以て申し上げ、上宣によりて補する由見えたり、

また小右記長和元年八月廿七日の條に、雅通返事云、拔穗使則政爲政等事申左府命云、則政皇后宮主爲政中宮主、依次第可遣中宮宮主爲政者、答左右只可隨役命之由申了、但破初定遣爲政如何、不可依宮主次第歟、頗奇而已、夕拜備急至要抄卷下に、立太子以下部兼資宜補同宮主とあるによりて、諸宮に宮主ありしことを悟るべし、

## 第十一 御巫

御巫はミカムノコと訓むべし、御神子の義なり、神祇に親しく仕奉るによりて、かくは名付けしなるべし、大嘗會儀式具釋卷三に、御巫ハ神ヲ齋ギ祭ル女ニテ、男ノ祝ニ同ジ、今ノ神子ノ類ニハアラズ、昔ハ大御巫生嶋巫座摩御巫御門巫ナド、有テ、各祭ル所ノ神アリ、云々と見えたり、さて御巫の起源は、古語拾遺に、鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職應任舊氏と見え、鈿女命の岩屋戸の前にて覆槽をふみどゞろかして、歌ひ舞ひ給ひし由見えたる、これその縁なり、令集解卷二に、釋云(中)別記云、御巫五人、倭國巫二口、左京生嶋一口、右京坐



摩一口、御門一口、各給廬守一人、又免戸調役、また同書に、或云別記云、御巫五人云々、在上戸巫三人、吉備前國一口、阿波國一口、齋宮一口、各給養丁一口、如常延喜式卷三臨時祭式に、凡御巫御門巫生島巫各一人、其中宮東宮唯有一取、庶女堪事御巫各一人、充之、但考選准散事宮人、凡座摩巫取都下國造氏童女七歳已上者充之、若及嫁時、申辨官充替と見え、御巫一人中宮東宮巫座摩巫御門巫生島巫各一人あり、並に庶女の事に堪へたる者を取て之に充て、嫁時に及べは更に後任の者をえらび充つるなり、その祿法は、同書卷二十二民部省式に、凡諸御巫各賜畿内田一町、中宮東宮御巫亦准此、また臨時祭式に、凡諸御巫者、各給夏時服純一匹、冬不給、其食人別日白米一舂五合、鹽一勺五撮と見えたるにて知られ、その職掌は、御巫及中宮東宮巫は八神殿に仕奉り、延喜式八卷祈年祭祝詞及九卷神名上に見ゆ、祈年祭には、神祇官人に隨ひて、幣の庭に列し、その幣帛を受けて八神を祭り、六月十二月の御贖祭、大殿祭、神今食、十一月鎮魂祭、及び毎月晦の御贖に仕へ奉り、座摩巫は生井福井綱長井波比祇阿須波の五神を祭り、御門巫は四面の御門に坐す櫛石窓豊石窓の二神を祭り、生島巫は生嶋足嶋の二神を祭ること、延喜式神名帳の趣、及び四時祭式の文にて明なり、

上に述べしが如く、御巫は鈿女命の子孫を任用すべきものなるに、平城天皇大同年中に、既に他姓の人を混用したりと見えて、古語拾遺に、御巫之職、應任舊氏、而今所選、不論他氏、所遺九也と見えたり、この後廣成宿禰のいはれしこと、舊氏をのみ用ひらるゝこと、なりしや否は知り難けれど、次の文に見ゆるが如く、應永の頃までは、其職絶えざりしを、應仁の大亂以後、本官の廢頽と共に、御巫の職もまた廢れけり、薩戒記に應永卅二年十一月十三日壬寅、今日鎮魂祭也、(中)此間神祇官下部取、其體如平櫃、高三四寸、弘二許尺、令敷、薦一枚、置西方、次御巫、小童結髮著青團墨、石形持來、押付鈴衣加、自、東北方來、置、上北面立、(中)此間御巫、以梓柄合琴笛音、突、上、内女官又起、解御衣笠綱、以蓋開、覆如拍子、親隆結糸、了拔、笏退入、琴笛止、御巫退入と見えれば、當時はなほ御巫のありきこと明なるが、その後神祇官の廢るゝと共に、いつとなく廢れたりと見えて、大賞會具釋に、今度讃岐守利盛朝



臣ノ女ト右大史盛行ノ女トヲ御巫ニ定ムと見えたり、

第十二 猿女

猿女はサルメと訓むべし、鈿女命の子孫にて、鎮魂祭の時に舞をかなづる職なり、その起源は、古事記上巻に、天宇受賣命者猿女君等之祖、また、同書に、故爾詔、天宇受賣命、此立御前所仕奉、猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉、亦其神御名者汝負仕奉、是以猿女君等、負其猿田毘古之男神名、而女呼猿女君之事是也、又日本紀神代の下に、皇孫勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、故猿女君等、男女皆呼爲君、此其緣也、古語拾遺に妖氣既晴、無復風塵、建都檀原、經營帝宅、(中)是以中臣齋部二氏、俱掌祠祀之職、猿女君氏供神樂之事、自餘諸氏各有其職也、舊事本記卷五天孫本紀に、大歲辛酉正月庚辰朔、天孫磐余彥尊神武都檀原宮、初卽皇位、號曰元年、(中)凡厥鎮祭之日、猿女君等、主其神樂、舉其言、大謂一二三四五六七八九十、而神樂歌舞、尤緣瑞寶、蓋謂斯歟と見えたるをあはせ考ふべし、その職掌は、儀式踐祚大嘗祭の條に、戍刻鸞輿御廻立

殿、主殿寮供浴湯、卽著祭服御大嘗宮、(中)大臣一人率中臣忌部御巫猿女前行、大臣在中、中忌部在左右、同じく鎮魂祭の條に、縫殿寮率猿女、升自東側階就座、(中)御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢、四時祭式の下に、鎮魂祭中宮准此、但更不給衣服、右中寅日晡時、(中)令猿女參入、(中)神部於堂上催拍手、御巫及猿女等依例舞、(中)以次進舞於庭、訖就本座と見えたるを合せ考ふべし、またその服装は、延喜式卷十四縫殿寮式に、鎮魂齋服新嘗祭之猿女四人、綠袍四領、綠表帛、裏綿八屯、別二兩面紐四條、別長一尺九寸、別三丈、綠裙四腰、綠表帛、裏綿八屯、別二兩面紐四條、別長一尺九寸、別三丈、裙腰料縹帛四條、別一丈、綿八屯、別二下裙四腰、裙別五尺、縹帶四條、別長六尺、廣四寸五分、細布髮髻四條、別二緋帔四條、表帛裏、別一細布袴四兩、尺、線鞋四兩と見えたり、

さて猿女は鈿女命の子孫世々相繼ぎて仕へ奉りしに、嵯峨天皇の頃、既に其氏人ならぬも仕へ奉りしと見えて、類聚三代格に、太政官符應貢猿女事、右得從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等解備、猿女之興、國史詳矣、其後不絶、今猶在、又猿女養田在近江國和邇村、山城國小野郷、今小野臣和邇部臣等、既非



其氏被供猿女、熟搜事緒、上件兩氏、貪人利田、不願恥辱、拙吏相容、無加督察也、亂神事於先代、穢氏族於後裔、積日經年、恐成舊貫、望請令所司嚴加捉搦、斷用非氏、然則祭祀無濫、家門得正、謹請旨裁者、搜檢奮記、所陳有實、右大臣宣奉勅、宣改正之者、仍兩氏猿女從停廢、定猿女公氏之女一人、進縫殿寮、隨闕即補、以爲恒例、弘仁四年十一月廿七日、また西宮記臨時一裏書に、貢猿女事、弘仁四年十月廿八日公氏之女一人進縫殿寮云々、延喜廿年十一月十四、昨尙侍令奏、縫殿寮申、以禊田福貞子請禊田海子死闕替、仰得氏人解申省官省官補任云々、仰此度依奏、但以後須依國判可申省也、天曆九年正月廿五日、右大臣令奏、縫殿寮申被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女二人死闕替文、猿女氏高橋峰則等早被補了、任官符勤御鎮魂、未補任猿女一人猿掌、狀文と見え、當時は猿女氏ならぬ人の用ひられしこともありつれど、猶その氏人の絶えはてしにはあらざりしが、四條天皇仁治の頃は、全く絶えはてたりと見えて、平戸記仁治三年十一月十三日大嘗祭の條に、祭祀之間多違例、無猿女、希代勝事也

(以上)と見えたり、若し當時なほ猿女氏の奉仕せるものありつらむには、事關くべきにあらざるを、氏人の用ふべきものなかりしによりて用ひられざりしなるべし、この後は其時々猿女代を設けてその職に仕へ奉らしむることとなりぬ、元文大嘗會に、山口中務少丞盛行の女を猿女代として用ひられし類是なり、

第十三 戸座

戸座はヘザと訓むべし、神祇官に仕奉る童男なり、延喜臨時祭式に、凡戸座取七歳以上童男ト食者充之、若及婚時申辨官充替と見え、類聚二代格卷二に、勅、戸座、阿波國阿波部、壬生、中臣部、右男帝御宇之時供奉、備前國壬生、海部、壬生首、壬生部、右女帝御宇之時供奉、備中國海部首、壬部首、奉、以前戸座等給時服各人別橡一疋、綿月、新、人別三、六屯、夏人別橡三丈、斗六升、天平二年六月廿四日、と見え、古くよりありしものなるべけれど、其始詳ならず、其後の書に見えしは、類聚符宣抄一に、太政官符備中國司内印應、ト貢中宮職戸座事、使下部蔭孫從七位上直宿禰全連、右得神祇官去七月廿八日解備、彼宮戸座笠宿禰丸長體之替、爲



令下貢差件人宛使、依例申送者、國宜承知、早速下定貢上符到奉行、左少辨、左少史、天曆二年九月十一日、山槐記に元暦元年十月卅日丙戌、權左中辨光長朝臣令主基行事史能光覽文章九通(中)一通戶座童使同差文、また三長記に、建永元年九月十日、參殿下以時兼申條々、神祇官申戶座童下貢使供阿波國司對捍事、予申云、於所存者、被沙汰之由國司所申也、而下向使食供給、于今不上洛、供給定有其法歟、仰云、可注進供給法之由可下知、以件注文童可仰國司、業資王記に、承元五年十月廿二日、河原禊也、裏書云、御禊云々、戶座童則貞官令沙汰云々、神祇官年中行事臨時の部に、本官差進使事差文公文史生書上之、長官加署、河原御禊(中)御贖物内御巫史生調進之、戶座童等と見え、また傳宣草下諸宣旨の條に戶座事以神祇官解、中結政所、次中上卿、給官符於阿波國、但中宮戶座給備前と見え、其他彼是の書に見えたれど、さまではと思ひて省きぬ。

第十四 神琴師

神琴師は、諸の祭祀に仕へ奉りて、琴を弾じ、神笛生は笛を吹奏することを掌る

ものなり、儀式春日祭の條に、前一日早旦、神祇官一人、率神主神琴師神部(中)部等(中)向社行事(中)于時神祇副若無副則喚琴師名二人、共稱唯、次喚笛工名二人、共稱唯、副命琴笛相和詞云、美許止備布江安波世四人共稱唯、先吹笛、一成次調琴聲、次歌人發聲先神祇後雅樂、次神主和舞と見え、延喜四時祭式下鎮魂祭の條に、右中寅日(中)時(中)坐定大臣命召使令喚治部令歌女參入、又喚大藏省令賜鬘木綿並如上儀、訖神祇伯召御琴彈某甲二人共稱唯次喚笛工某甲二人共稱唯又命云、御琴笛會之(中)先吹笛一曲、即調御琴、歌者始奏、同じく臨時祭式八十島祭の條に、右八十島祭、御巫生島巫、竝史一人、御琴彈一人(中)赴難波津祭之と見え、北山抄六月晦日神祇官奉荒世和世御贖事の條に、應和二年六月、節折如例、但依祓疑、神祇官不令參、只神祇琴師大<sub>中</sub>臣高枝、及宮主等供奉、と見えたり、文德實錄卷二に、嘉祥三年九月壬午、遣宮主正六位下占部雄貞神琴師正六位上菅生朝臣末繼(中)御巫無位榎本連淨子等、向攝津國祭八十島、類聚符宣抄卷一に、太政官符神祇官印外應、以正六位上大<sub>中</sub>臣朝臣良廉補任權神琴師伊岐貞廉死闕替事、右得彼



官去四月廿六日解備謹檢案内、件權神琴師貞廉以去長德四年十月十六日、蒙  
 官符、勤仕職掌之間、以去長保三年五月二日、其身死去已了、而未補任彼替  
 爰供奉神事之時、可致闕怠、就中件良廉爲氏人、令供奉神事、已有其勤、仍言  
 上如件、望請官裁、早被補任、件貞廉死闕替、將令供奉神事者、正二位行中納言  
 藤原朝臣時光宣依請者、官宜承知、依宣行之符到奉行、長保五年十一月二日と  
 見えたるによれば、正權二人ありて、六位の官なりと見えたり、また神琴師の外  
 に、神琴生二人、神笛生二人あり、享祿本類三代格卷四に太政官符、神琴生二人事、  
 右被右大臣宣備、奉勅令神祇官取充白丁、學習件琴、考准神部、寶龜四年十二  
 月四日と見え、承和十四年三月廿二日の格に、太政官符應補神琴生一人事、右  
 得神祇官解備、檢案内、去寶龜四年十二月四日格備、右大臣宣、奉勅神琴生二  
 人、令神祇官擇定傳習、其考准神部者、而頃年漏失、殆絶彼道、望請依格補之、  
 令習件琴、謹請官裁者、左大臣宣奉勅定置一人と見えて、寶龜四年に始めて  
 置かれ、其後暫く絶えたりしを、承和四年に至りて、更に一人置かるゝ事となり

しなり、

神笛生の事は、享祿本類聚三代格卷四に、太政官符神笛生二人事、右被右大臣  
 宣備、奉勅今聞每至祭祀、常供音樂、而笛曲不調、多紊儻節、宜取神郡百姓堪  
 習、笛者二人、永免調庸、令得成業、其雅曲可稱者、亦聽出身、仍預神部列、考叙  
 如令、延曆十八年十月廿五日と見えたり、

第十五 使部

使部は三十人ありて、官内の雜事に駈使せらるゝものなり、職員令集解に、朱云、  
 使部以下何職掌不見、讚說云、官内雜事駈使耳、不見行事、何讚云、問使部不注  
 職掌、何爲行事、答、官内雜使耳、不見行事、門使部本何色人、答、選叙令云、散位身  
 材劣弱不堪、理務式部判補諸司使部、又軍防令、内六位以下嫡子、年上等等送  
 式部、上等爲大舍人、下等爲使部、中等送兵部、試練爲兵衛也、凡内六位以下、  
 八位以上嫡子、年廿一以上、見無役任者、每年京國官司、勘檢知實、責狀簡試、分  
 爲三等、(中)身材劣弱、不識文筆、爲下等、十一月卅日以前、上等等送式部簡



試上等爲大舍人、下等爲使部、と見えたるにて、使部の職務及び其任用法、明かに知られたり。

第十六 直丁

直丁は二人ありて、これも官内の駈使に充つるものなり、釋日本紀の祕訓に直丁をツカヘノヨホロとよめり、仕丁に同じ、直字をあてたるは職官志に、以身直官省名爲直丁といへるが如し、職員令集解に、讚云、問直丁行事答、官内駈使耳、但不可駈使山野、何者量司閑繁置駈使丁故、問直丁本何人、答、諸國點定進上者也、賦役令云、仕丁每五十戸二人、注云、以二人充廝丁、又云、三年一替是也と見え、また古事記傳卷三十六に、仕丁は與本呂と訓べし、まづ凡て丁と云は、民の役使はるゝ者を云名なり、かくて其役はるゝ品によりて、某丁と云名ありて、役丁、荷丁、軍丁、丁匠、運丁などの如し、金葉集に、御調物運ぶ丁を計ふれば二萬の里人數そひにけり、仕丁と云は、(中)諸國の民五十戸の内より、一人づゝ京に上りて、諸の官司に役るゝ者なり、三年づゝ、職員令諸の官司に直丁若干人、駈使丁若干人とある是なり、書紀雄略卷に、信濃國直丁與武藏國直丁侍宿、相謂曰云々、持統卷に、賜直

丁八人官位云々、などある直丁をも、ツカヘノヨホロと訓り、直丁は其官司に候ひて役はれ、駈使丁は外へ駈行く事に役はるゝ者にて、此二色即仕丁なり、と見えたるにて、その職務及び任用の方法等を悟るべし、なほ直丁のことは、孝德天皇紀大化二年正月甲子、元明天皇紀靈龜元年四月甲午、及び賦役令に見えたり、よろしく参看すべし。



12/31

明治三十三年九月十八日印刷  
同 年同月廿一日發行

(定價金貳拾錢)

編輯人

富山縣平民

佐伯有義

麴町區土手三番町廿七番地

發行人

東京府土族

梁川保嘉

本郷區本郷五丁目廿五番地

印刷人

戶上義章

牛込區市夕谷加賀町  
一丁目十二番地

印刷所

秀英舍第一工場

牛込區市夕谷加賀町  
一丁目十二番地





賣 捌 所

東京市本郷區本郷五丁目廿五番地

會 通 社

全 京橋區南傳馬町一丁目

吉 川 半 七

全 小石川區大門町

青 山 清 吉

京都市寺町通二條下ル西側

河 谷 文 港 堂

岡山縣備中國海口郡吉備村大谷

丁 酉 書 院



81  
480



7